

第五十四條 町村長前條ノ達ヲ受クルトキハ國民兵豫定應召人名簿并ニ國民兵召集傳令書ヲ調製シ召集準備ヲ爲スヘシ

第三款 國民兵召集實施

第五十五條 師團長ハ國民軍召集ノ命下ルトキハ其ノ趣旨ニ從ヒ國民召集令ヲ發スヘシ

時機ニ依リ師團長ハ一部ノ地方ヲ限リ國民兵召集ヲ施行スルコトヲ得

第五十六條 聯隊區司令官國民兵召集令ヲ受クルハ直ニ之ヲ郡長ニ達スヘシ聯隊區司令官若クハ副官ハ應召員召集令期日前ニ司令部員若干ヲ率其ノ集合場ニ出張スヘシ

第五十七條 郡長地方長官若クハ聯隊區司令官ヨリ國民兵召集令ヲ受クルトキハ直ニ之ヲ町村長ニ達スヘシ郡長ハ應召員受領ノ爲メ集合期日前ニ吏員若干ヲ集合場ニ派遣スヘシ

第五十八條 町村長前條ノ達ヲ受クルトキハ豫定應召人名簿ニ記載シ在ル者ニ國民兵召集令傳達書ヲ交附シ受領證ヲ受取ルヘシ

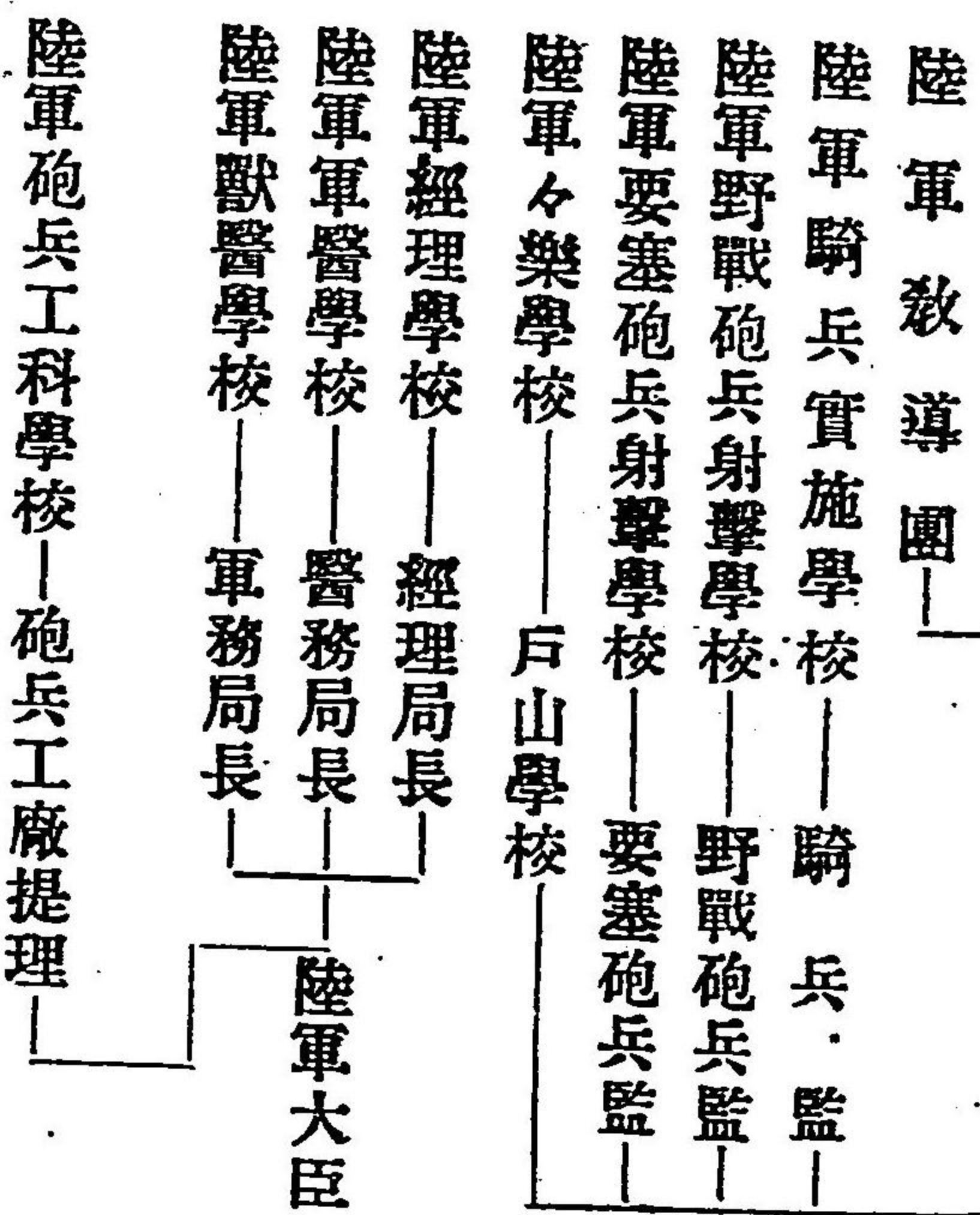
旅行、犯罪、失踪等ノ爲メ不在ノ者ニ於テハ其ノ戶主ニ交附スヘシ町村長ハ第一項第二項ニ依リ召集令傳達書ヲ交附シタル者ノ人名并ニ事故ニ依リ交附シ得サル者ノ人名(其ノ事由ヲ記シ)ヲ憲兵及警察官吏ニ通知スヘシ

憲兵及警察官吏前項ノ通知ヲ受クルトキハ其ノ應召員ヲシテ所命ノ期日ニ應召セシムルノ處置ヲ爲スヘシ

第五十九條 應召員國民兵召集令傳達書ヲ受領シタルトキハ集合場迄ノ旅費ヲ受領シ該傳達書ヲ携ヘ町村長ノ引率ヲ受ケ集合場ニ到着スヘシ

町村長ハ集合期日ニ應召員ヲ引率シテ集合場ニ到リ豫定應召人名簿ト共ニ之ヲ郡ノ吏員ニ交付スヘシ

第六十條 應召員ニ代リ召集令傳達書ヲ

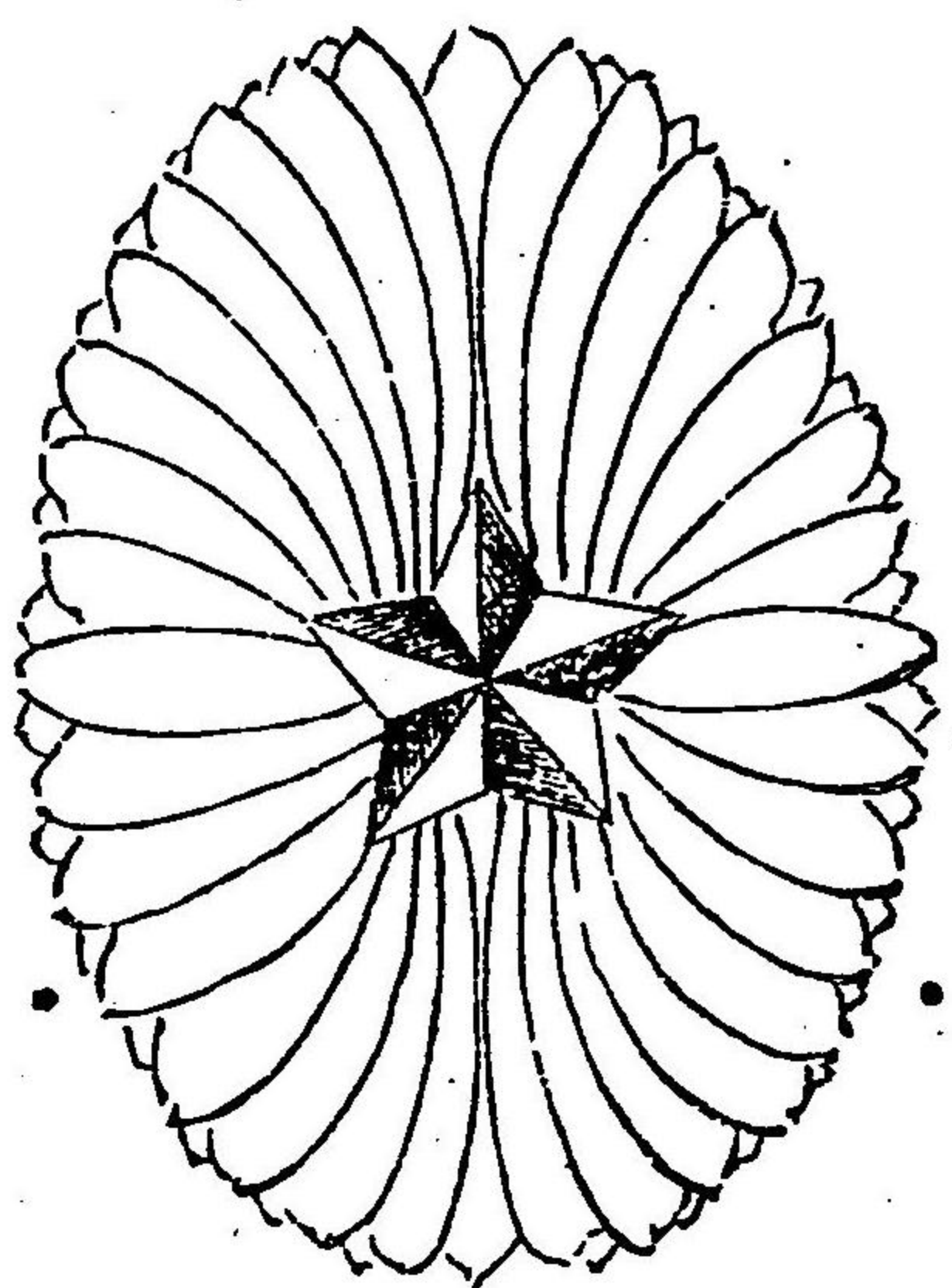


陸軍大學校

陸軍各兵科の士官を选拔し、高等兵學を教授し、參謀其の他の樞要な職務に充つべき者、并に高等指揮官となるべき者を養成する所

で、學生の學期は三ヶ年である、毎年一月上旬に初まりて、三學年に分たれて居る、學生は入校中も其の名籍は依然として原所管に屬して居るが、此の間の願届并に業務上の事に就ては校長の管理に屬するものである、

學期の最終には修學の結果并に技倆を審査し、技術證明書及優劣順序名簿に登録し、學生の卒業者には卒業證書并に之を表彰する徽章を交附される、此の徽章は左の如きものである、



此は右胸部の乳下に附着すべきものである、

陸軍砲工學校

砲工兵科の少尉を砲工兵隊及鐵道隊より分遣させて學生とし、之に砲工兵科の勤務に必要な學術を教授する處である、

脩學期は一箇年で、此を普通科と云ふ、又學修濟の學生中から兵科

受領シタル者ハ直ニ其ノ旨ヲ本人ニ通報シ召集令傳達書ヲ速ニ本人ニ交付スルノ處置ヲ爲スヘシ

正當ノ事由無クシテ前項ノ規定ニ背ク者ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處ス

第六十一條 聯隊區司令官若クハ副官ハ集合場ニ於テ郡ノ吏員ヨリ應召員并ニ豫定應召人名簿ヲ受領スルトキハ應召員ノ身體検査ヲ行ヒ其ノ不合格者ハ過員ノ者ニハ旅費ヲ給シテ歸郷セシメ其ノ他ハ之ヲ引率シテ編成地ニ到リ豫定應召人名簿ト共ニ師團長ノ指定スリ部隊長ニ交付スヘシ

第六十二條 國民兵召集令傳達書ヲ受領スルモ傷痍疾病ノ爲メ應召スルコト能ハサル者ハ醫師ノ診斷證書ヲ添ヘ召集令傳達書受領後二十四時間以内ニ町村長ニ届出ヘシ

二十四時間以内ニ町村長ニ届出ヘシ
第一項第二項ノ届出ヲ怠ル者ハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處シ又ハ五日以上十日以下ノ拘留ニ處ス

第四章 演習召集

第一款 總則

第六十三條 演習召集トハ豫備役後備役將校下士兵卒及第一補充兵ノ勤務演習召集并ニ歸休兵ノ演習召集ヲ謂フ

第六十四條 師團長ハ在郷軍人及第一補充兵ヲ演習ノ爲メ各部隊ニ召集ス但寄留地ニ於テ演習應召ヲ許可シタル者ハ其ノ寄留地ノ師團長之ヲ召集ス

第六十五條 第六十三條演習召集ノ外特別ノ命令ヲ以テ充員召集ノ演習ヲ目的トスル演習召集ヲ行フコトアリ

第六十六條 本籍所在ノ師管ニ於テ勤務演習ヲ爲スヘキ部隊無キ者ハ他ノ師管ハ部隊ニ於テ勤務演習ヲ爲サシム

第六十七條 一年志願兵終末試験及第證書ヲ所持スル者ノ勤務演習召集ニ關シ

毎に約三分の一の人員を選擧し、更に一箇年間在學させ、尙ほ須要な學術を修めさせる、此を高等科と云ふ
高等科卒業者中學術優等の者若干人は、更に員外學生として、一箇年間必要な科學を研究させ、又は外國留學を命ずる事がある、

陸軍戸山學校

戰術、射撃、體操并に劍術の訓練を爲し、各隊教育の進歩を計り、諸科學術の調査研究を勉め、又携帶火兵の研究并に試験を爲す所である、
學生は左の三種類に別たれて居る、

- 戰術科學生
 - 射撃科學生
 - 體操劍術科學生
- 戰術科學生は、歩兵隊の歩兵大中尉を分遣させて此に充つるので、時としては歩兵少尉又は要塞并工兵士官を以てする事がある、
射撃科學生は、歩兵隊の歩兵士官、下士を分遣させて此に充つるので、時としては騎兵、要塞砲兵、工兵并に輜重兵士官、下士を以て

する事がある、
體操劍術科學生は、各兵科の士官、下士を分遣させて、此に充つるものである、
學生の修學期は各科共概五箇月で、毎年二回入校させる、戰術并に射撃研究の爲には、時としては佐官を召集する事がある、
戸山學校内の教導大隊は、學生訓練の用に供するので、諸般研究の爲に置くもので、現役一箇年以上の期ある下士兵卒中から分遣して編成するのである、

陸軍騎兵實施學校

戰術、馬術の訓練を爲し、以て各隊教育の進歩を圖り、常に諸科學術の調査研究に勉め、且つ乘馬具及び馬匹器具の研究并に試験を爲す所である、
學生の種類を左の二種に分つ、

- 戰術科學生
 - 馬術科學生
- 戰術科學生は、騎兵大中尉を以て充て、時としては少尉を以てする

テハ陸軍補充條例ニ依ルノ外尙ホ本章ノ規定ニ依ル士官適任證書ヲ所持スル者ノ勤務演習召集亦同シ

第六十八條 後備役屯田兵下士以下ノ演習召集ニ關スル規定ハ第七師團長之ヲ定ム

第二款 演習召集準備

第六十九條 演習ニ召集スヘキ者ハ將校ハ人名、下士兵卒及第一補充兵ハ豫定人員ヲ以テ師團長ヨリ關係ノ諸部團隊長ニ達スヘシ

第七十條 聯隊區司令官前條ノ達ヲ受クルトキハ下士兵卒及第一補充兵ノ人名ヲ定メ寄留地應召者ヲ加ヘ各郡毎ニ召集スヘキ將校、下士兵卒及第一補充兵ノ演習召集名簿并ニ演習令狀ヲ作り其ノ召集令狀ハ自ラ之ヲ保管シ名簿ハ之ヲ郡長ニ送付スヘシ

第七十一條 郡長前條ノ名簿ヲ受領スルトキハ旅費金額ヲ計算シテ之ニ記入シ更ニ各町村ノ演習召集名簿ヲ作り之ヲ

町村長ニ送付スヘシ

第七十二條 町村長前條ノ名簿ヲ受領スルトキハ其ノ年勤務演習ニ召集セラルヘキ者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第三款 演習召集實施

第七十三條 演習召集ヲ行フニハ師團長召集スヘキ在郷軍人及第一補充兵ノ種類、召集期日及召集日數ヲ諸部團隊長ニ達シ之ヲ地方長官并ニ憲兵隊長ニ通知スヘシ

第七十四條 地方長官前條ノ通知ヲ受クルトキハ郡其ノ他ノ關係アル官衙ニ達スヘシ憲兵隊長前條ノ通知ヲ受クルトキハ之ヲ其ノ部下ニ達スヘシ

第七十五條 聯隊區司令官第七十三條ノ達ヲ受クルトキハ演習召集令狀ニ所要ノ記入ヲ爲シ之ヲ郡長ニ送付シ召集スヘキ將校下士兵卒及第一補充兵ノ連名簿ヲ其ノ召集部隊長ニ送付スヘシ

第七十六條 郡長第七十四條第一項ノ達ヲ受クルトキハ之ヲ町村長ニ達スヘシ

事がある、又戰術研究の爲には時として佐官を召集する事がある、馬術科學生は、騎兵中少尉及び下士を以て充て、時としては野戰砲兵、輜重兵士官、下士を學生とする事がある、

修學期は、各科概十一箇月で、教導中隊下士卒を分遣する事は、戸山學校と同斷である、

陸軍野戰砲兵射擊學校

野戰砲兵大中尉を野戰砲兵隊から分遣して學生とし、之に野戰砲兵の射撃及戰術の訓練を爲し、以て各隊教育の進歩を圖り、常に野戰砲兵の射撃并に、戰術を研究し、且つ野戰砲兵材料の研究並試験を行ふ處である、

學生は時として少尉から任命する事もあり、又修學の爲に佐官を召集する事もある、

學生の修學期は概三箇月で、年二回入校させる、

教導大隊下士卒の分遣は、戸山學校と同じ、

陸軍要塞砲兵射擊學校

要塞砲兵大中尉並に下士を要塞砲兵隊から分遣して學生とし、之に要塞砲兵の射撃及戰術の訓練をなし、以て各隊教育の進歩を圖り、常に要塞砲兵の射撃並に戰術の研究に勉め、且つ要塞砲兵材料の研究並に試験を行ひ、又人民中から下士出身志願者を選抜して生徒とし、之に下士たるに必要の教育を爲す所である、

學生は時として少尉から分遣し、又修學の爲に佐官を召集するは野戰砲兵射擊學校と同斷である、

學生の修學期は概四箇月で、毎年二回入校させる、生徒の修學期は毎年六月一日から約十八箇月で、教育は教授並に訓育の二つに分れて居る、

教導中隊の分遣は前同斷、

陸軍經理學校

陸軍監督補養成の爲に、現役大中尉並に一二等軍吏を監督學生とし、陸軍々吏養成の爲に、現役特務曹長、曹長、並に一等書記を軍吏學生とし、陸軍縫靴工下士養成の爲に、現役、豫備役、後備役、兵卒を生徒とし、之に各々専門の教育を爲す所である、

郡長前條ノ演習召集令狀ヲ受領スルトキハ之ニ所要ノ記入ヲ爲シ町村長ニ送付スヘシ

第七十七條 町村長前條ノ演習召集令狀ヲ受領スルトキハ之ヲ本人又ハ召集通報人ニ交付スベシ

第七十八條 應召員演習召集令狀ヲ受領シタルトキハ旅費ヲ受領シテ令狀ニ示ス期日ニ其ノ召集部隊ニ到着スベシ

第七十九條 傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ依リ演習召集ニ應スルコト能ハサル者ハ町村長ノ與書證印ヲ受ケタル屆書ヲ入隊期日迄ニ郡長ヲ經テ聯隊區司令官ニ差出スベシ但傷痍疾病ノ者ハ醫師ノ診斷證書ヲ添フベシ

前項ノ届出ヲ怠ル者ハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處シ又ハ五日以上十日以下ノ拘留ニ處ス

第八十條 演習召集ニ際シ父母ノ疾病危篤又ハ死亡ノ爲メノ召集延期ヲ願フ者アルトキハ將校ニ在テハ師團長下士兵

卒及補充兵ニ在テハ聯隊區司令官ニ於テ十四日以内ノ延期ヲ許スベシ

將校ニ在テハ其ノ願書ヲ聯隊區司令官ヲ經テ師團長ニ差出スベシ

下士兵卒及補充兵ニ在テハ其ノ願書ニ町村長ノ與書印證ヲ受ケ其ノ父母疾病危篤ノ者ハ醫師ノ診斷證書ヲ添ヘ郡長ヲ經テ聯隊區司令官ニ差出スベシ

第八十一條 第七十九條第一項第八十條

第一項ニ依リ應召スルコト能ハサル者其ノ事故止ミ召集期日ノ翌日ヨリ計算シ十日以内ニ到着シ得ル者ハ其ノ召集部隊ニ到着スベシ但演習ノ種類ニ依リ師團長必要ト認ムルトキハ此ノ日限ヲ變更スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ將校ニ在テハ聯隊區司令官ヲ經テ師團長ニ下士兵卒及補充兵ニ在テハ町村長及郡長ヲ經テ聯隊區司令官ニ届出ヘシ

第一項ノ規定ニ背ク者ハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處シ又ハ五日

學期は監督學生は概二箇年、軍吏學生並に生徒は同一箇年半である、

陸軍々醫學校

各部隊の衛生部士官を分遣して學生とし、之に其の材料を練習せしめるのと、醫術開業免狀并に藥劑師免狀を所持する衛生部現役士官出身志願者を生徒とし、此を養成するので、并に兵衣、兵食、兵營、兵器等の軍陣衛生に關する試験を行ふ所である、

陸軍獸醫學校

獸醫部士官を士官學生とし、騎、砲、輜重兵蹄鐵工下士を下士學生とし、各専門の學術を練習させ、乘馬隊の蹄鐵工卒を兵卒學生とし、蹄鐵工下士となるに必要の教育を施す處である、

陸軍砲兵工科學校

學期は士官學生五箇月、下士學生三箇月、兵卒學生八箇月である、

陸軍士官學校

砲兵隊上等兵中現役二十箇月以上の期あるものから選抜して火工學生とし、現役六箇月以上を経たる各兵諸卒中の志願者を撰抜して生徒とし、各々此に砲兵諸工専門の工術を教授し、火工下士、鞍銃、木、銀各工長に任用すべきものを養成する處で、學期は學生は概十箇月、生徒は概二箇年である、

生徒の修學期は毎年十二月一日から初まつて、概十二箇月である、士官候補生に採用し得られる者は左の如き者である、

中央幼年學校生徒で、卒業試験に及第したる者、
官立、府縣立尋常中學校又は文部大臣指定の尋常中學校を卒業し、該校長の保證書並に入隊すべき隊長の承認を得た者、
右尋常中學校卒業者と同等の學力を有し、入隊すべき隊長の承認

以上十日以下ノ拘留ニ處ス

第八十二條 第二十八條第三項第三十二條第三十五條ハ本款ニ之ヲ適用ス

第二十九條ハ本款ニ之ヲ適用ス其規定ニ背ク者ニハ第三十八條第一項ヲ適用ス

第八十三條 演習ヲ終リ又ハ召集中事故ニ依リ歸郷ヲ命セラレタル者ニハ第三十七條ヲ適用ス其ノ規定ニ背ク者ニハ第三十八條第三項ヲ適用ス

第五 教育召集

第一款 總則

第八十四條 教育召集トハ教育ノ爲メ第一補充兵ヲ召集スルヲ謂フ

第八十五條 教育召集ハ第一補充兵服役ノ初年ニ於テ行フヲ例トス

第二款 教育召集準備

第八十六條 聯隊區司令官ハ毎年二月一日ニ於ケル第一補充兵ノ現在員ヲ調査シ之ヲ各兵種ニ分チ師團長ニ報告シ師團長ハ其ノ年教育スヘキ人員ヲ諸部團長ニ達スヘシ

聯隊區司令官ハ各郡ノ教育召集名簿ヲ作り之ヲ郡長ニ送付スヘシ

第八十七條 郡長前條ノ名簿ヲ受領スルトキハ旅費金額ヲ計算シテ之ヲ記入シ更ニ各町村ノ教育名簿ヲ作り之ヲ町村長ニ送付スヘシ

第三款 教育召集實施

第八十八條 教育召集ヲ行フニハ應召員ヲ先ツ聯隊區司令部所在地若クハ便宜ノ地ニ集合シ聯隊區司令部員若クハ其ノ他ノ下士兵卒ヲシテ召集地ニ引率セシムルモノトス但應召員五人未滿ナルトキハ單行セシム

第八十九條 教育召集ヲ行フトキハ師團長其ノ兵種召集期日及召集日數ヲ聯隊區司令官ニ達シ地方長官并ニ憲兵隊長ニ通知スヘシ

第九十條 地方長官前條ノ通知ヲ受クルトキハ之ヲ郡長其ノ他關係アル官衙ニ達シ管内ニ告示スベシ

憲兵隊長前條通知ヲ受クルトキハ之ヲ

認を得、召集試験に及第した者

准士官下士卒及生徒の召集試験に及第した者

志願者は血族其の他一家を爲し居る身元の確實な者二名を保證人とし、願書に戸籍明細書、履歷書、又は學校長の保證書、同學力證明書并に入隊すべき隊長の證明書を添付して、檢査を受ける前年の十一月中に居住地の市町村長に出し、之を郡長に致し、郡市長證明をし、身元明細書を作り、一月十日迄に師團長に轉送するので、陸軍部内で現勤務中の者は、只本人から願書を部隊長に出し、部隊長は身分財産等を調査して身元明細書を作り、兵籍寫し并に考科表、寫と共に師團長に差出すもので、師團長は此を教育總監に回すと、教育總監は試験問題を師團長に下し、師團長は既に下命した將校生徒試験臨時委員に更に下して試験を行はせるので、學科程度は尋常中學校全科卒業の學力に準ずるのである、生徒年齢は十八歳乃至廿六歳迄で、身長は五尺以上でなければならぬ、

陸軍中央幼年學校

陸軍地方幼年學校卒業者を生徒とし、之に地方幼年學校の教育に連

擊して士官候補生となるに必要の普通學科、并に軍人の豫備教育を施し、陸軍各兵科の現役士官候補生となすべき者を養成する處である、生徒の教育は教授并に訓育の二種に分つ、

教授は普通の學科で、訓育の爲には生徒隊三中隊が置れてある

修學期は毎年九月一日から初まつて、概二十箇月で終り、二學年に分たれて居る、

中央幼年學校生徒に採用すべきものは、地方幼年學校の課程を卒業した者で、教育總監の命令で地方幼年學校長が入學させるものである、

生徒中費用を自辨するものと、左様で無いものとで、左の區別がある、

一 自費生

二 半特待生

三 特待生

自費生は被服、糧食其の他の費用として若干の納金を爲るもので、特待生は戦死、戦傷死、及び戦役中危難を冒した事に起因して死没した將校、相當官、并に高等文官の孤兒、現役中公務の爲に死没した將校、相當官の孤兒、増加恩給權を得た孤兒、恩給權を得た孤兒、及び殊に國家に功勞のある高等官の孤兒等で、半特待生は現職

其ノ部下ニ達スベシ
郡長第一項ノ達ヲ受クルトキハ之ヲ町
村長ニ達スベシ

第九十一條 聯隊區司令官第八十九條ノ
達ヲ受クルトキハ教育召集令狀ヲ作り
郡長ニ送付シ郡長ハ之ヲ町村長ニ送付
シ町村長ハ之ヲ本人又ハ召集通報人ニ
交付スベシ

第九十二條 應召集教育召集令狀ヲ受領
シタルトキハ旅費ヲ受領シ令狀ニ示ス
期日ニ其ノ集合地又ハ部隊ニ到着シ第
八十八條ノ引率員又ハ該部隊ニ届出ベ
シ

第九十三條 第二十八條第二項第三項第
三十二條第三十五條第七十九條第八十
條第八十一條ハ本款ニ之ヲ適用ス
第二十九條ハ本款ニ之ヲ適用ス其ノ規
定ニ背ク者ニハ第三十八條第一項ヲ適
用ス

第九十四條 教育ヲ終リ歸郷ヲ命ゼラレ
タル者ハ陸軍召集條例第三百七條ノ

に在る士官の兒子、恩給權を得た士官の兒子、并に少佐及同相當官
に名譽進級したるもの、兒子等である、
毎年九月一日に入校させる、

陸軍地方幼年學校

一般人民中陸軍將校に出身志願者を選抜して生徒とし、軍事上の基
礎を置いて普通學科を教授し、軍人的精神を涵養し、中央幼年學校生
徒とするものを養成するのである、
目下地方幼年學校は左の六箇所に居かれてある、

- 東 京 (近衛及第一師管内居住者召集)
- 仙 臺 (第二、第七、及第八師管内居住者召集)
- 名 古 屋 (第三及第九師管内居住者召集)
- 大 阪 (第四及第十師管内居住者召集)
- 廣 島 (第五及第十一師管内居住者召集)
- 熊 本 (第六及第十二師管内居住者召集)

生徒の教育は、一面には専ら學科的の授業を爲し、他の一面には訓
育を施すので、生徒の修學期は毎年九月一日から初まり、概三箇年

例ニ依リ届出ベシ
前項ノ届出ヲ怠ル者ハ五錢以上一圓九
十五錢以下ノ科料ニ處ス

第六章 補缺召集

第九十五條 補缺召集トハ平時ニ於テ臨
時兵員ノ補缺ヲ要スルトキハ歸休兵ヲ
召集スルヲ謂フ

第九十六條 補缺召集ハ陸軍大臣ノ命ニ
依リ師團長之ヲ行フ其ノ手續ハ第四章
ヲ準用ス

第七章 簡閱點呼

第一款 總則

第九十七條 簡閱點呼トハ在郷下士兵卒
及第一補充兵ヲ集合シテ之ヲ簡閱シ平
常ニ於タル異動取扱ノ確實ヲ保シ且ツ
必要ナル訓示ヲ下スヲ謂フ

第二款 簡閱點呼準備
第九十八條 簡閱點呼ノ準備ハ聯隊區司
令官之ヲ爲スヘシ

第三款 簡閱點呼實施
第九十九條 簡閱點呼ノ時期ハ師團長之

で終るものである、學期は三學年に分たれて居る、
生徒は中央幼年校と等しく、自費生、特待生、半特待生に分たれて
居り、其の區別の主義は中央幼年校生徒と同斷である、
年齢は十三歳以上十五歳で、身長は十四歳未満は四尺四寸以上、十
四歳以上は四尺五寸五分以上である、
肉體検査并に試験方法等は士官候補生に等しいが、學力程度は尋常
中學校初年級と同等である、
生徒は總て校内に寄宿せしむるが例である、

陸軍々樂學校

一般人民中軍樂部に出身志願者を選抜して生徒とし、之を養成して
軍樂隊の樂生とし、又歩兵隊の鼓手長、及騎、砲、工、輜重各隊の喇
叭長を分遣させて譜調樂生とし、此に鼓譜、喇叭譜の訓練を爲し、
なほ軍樂學術の進歩を計る處である、
學生は概二箇月、生徒は概十二箇月である、

陸軍教導團

ヲ定メ聯隊區司令官ニ達シ地方長官并ニ憲兵隊長ニ通知スヘシ

第百條 師團長ハ部下ノ尉官數名ニ簡閱點呼執行官ヲ命シ之ニ必要ノ訓令ヲ授クヘシ

在郷下士兵卒及第一補充兵ノ人員僅少ナル僻陬ノ地ニ在テハ師團長ハ其ノ地ノ憲兵將校又ハ同下士ヲシテ簡閱點呼ヲ爲サシメ若クハ之ヲ省略スルコトヲ得

第百一條 聯隊區司令官ハ其ノ管内ニ若干ノ點呼場及之ニ屬スル點呼區域并ニ點呼日割ヲ定メ之ヲ師團長ニ差出シ同時ニ地方長官憲兵隊長并ニ簡閱點呼執行官ニ通知シ郡長ニ達スヘシ

地方長官及郡長前條ノ通知ヲ受クルトキハ地方長官ハ之ヲ警察署長ニ郡長ハ之ヲ町村長ニ達スヘシ

憲兵隊長第一項ノ通知ヲ受クルトキハ之ヲ其ノ部下ニ達スヘシ

第百二條 聯隊區司令官ハ各點呼場ヘ參會スヘキ下士兵卒及第一補充兵ノ點呼名簿及點呼令狀ヲ作り其ノ令狀ハ之ヲ郡長ニ送付スヘシ

第百三條 郡長點呼令狀ヲ受領スルトキハ直ニ之ヲ町村長ニ送付シ町村長ハ之ヲ本人又ハ召集通報人ニ交付スヘシ

召集通報人ヲ設ケサル不在者ニ在テハ戶主ニ交付スヘシ

町村長ハ事故ニ依リ點呼令狀ヲ交付シ得サル者ノ人名(其ノ事由ヲ記シ)ヲ憲兵及警察官吏ニ通知スヘシ

第百四條 簡閱點呼參會者ニ代リ點呼令狀ヲ受領シタル者ハ直ニ其ノ旨ヲ本人ニ通報シ點呼令狀ヲ速ニ本人ニ交付スルノ處置ヲ爲スヘシ

第百五條 點呼令狀ヲ受領シタル下士兵卒及第一補充兵ハ點呼令狀ヲ携ヘ指定ノ日時ニ點呼場ニ到リ簡閱點呼執行官ニ届出ヘシ

第百六條 簡閱點呼參會者ニハ旅費日當ヲ官給セス

此は一般人民中から歩、騎、砲、工、輜重各兵科下士に出身志願者を撰抜して生徒とし、之に下士たるに必要な教育を施す處で、從つて修學期も各兵科で異なつて居る、乃ち、

- 歩兵科 …… 十四箇月
- 騎兵科 …… 十六箇月
- 砲兵科 …… 十八箇月
- 工兵科 …… 十八箇月
- 輜重兵科 …… 十六箇月

教育方法は教授と訓育とである、教導團問題は近頃なかく八釜敷かつた問題で、既に當局者は此を廢團する事に決したさうだが、其の當局者間にも、議論は決して結着せたと云ふのでは無く、先づ勢力分子が廢團主張者であるので左様云ふ事になつたらしい傾を持て居る様である、此が廢團の如何と云ふ事は、團其のものの上から言へば至つて小さい問題で、經費から云つても何から云つても些して驚くべき程の事では無いが、教導團乃ち下士唯一の教育機關の消滅と云ふ事は、頗る大いなる問題である、

たされて居つたか、曩日必要と感じた事は、今日何の理由に依つて不要となる様になつたか、廢團すれば下士には特別教育機關を持たぬ事だが、果して下士には特別教育機關が不要であるか、聯隊で下士を養成すると云ふが、聯隊で果して特別教育機關の任務を盡す事が出来るか、總て此等百般の精細な點を充分に研究した上で無ければ、なか／＼此の問題は一朝一夕に定められる事ので無いので、此は陸軍での一朝夕の問題では無く、一般軍國民の宜敷沈思熟考せなければならぬ事である、と云ふのは、將校出身志願の者には士官學校あり、中央幼年校あり地方幼年校ありて、更に不自由を感せず、軍樂生出身志願の者には軍樂學校があつて、此も不自由も無いが、唯だ一つであつて下士出身志願者は身を投ずべき教導團が廢されると云ふ事になると、軍國民が今迄持つて居つた特權の一つと云ふものを失はれるので、此から以後の下士出身志願者は、徵兵に會せなければ、或は十條志願をやらなければ身を兵籍に置く事が出来ないのみならず、果して下士になり得るか得ないかも確知し難い事となつたので、全く下士出身志願者の自由と權理は消滅して了つたものである、

下士出身志願者の特權が消滅すると共に、國民は今迄は特別教育

第七百七條 憲兵及警察官吏町村長ヨリ第百三條第二項ノ通知ヲ受クルトキハ簡閱點呼參會者ヲシテ所命ノ日時ニ參會セシムルノ處置ヲ爲スヘシ

第七百八條 郡長并ニ町村長ハ簡閱點呼ニ參列スヘシ

第七百九條 傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ依リ簡閱點呼ニ參會スルコト能ハサル町村長ノ與書證印ヲ受ケタル屆書ヲ郡長ヲ經テ點呼執行日時ニ簡閱點呼執行官ニ差出スヘシ但傷痍疾病ノ者ハ醫師ノ診斷證書ヲ添フヘシ

第七百十條 簡閱點呼參會者集合スルトキハ簡閱點呼執行官ハ點呼名簿ノ順序ニ從テ點呼シ所要ノ調査ヲ爲シ之ニ必要ノ訓示ヲ與ヘ解散ヲ命スヘシ

第七百十一條 正當ノ事由無クシテ簡閱點呼ニ參會セサル者及第七百九條ノ規則ニ背ク者ハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處シ又ハ五日以上十日以下ノ拘留ニ處ス

正當ノ事由無クシテ第七百四條ノ規定ニ背ク者及簡閱點呼參會者點呼場ニ於テ簡閱點呼執行官ノ命ニ服セス又ハ其ノ職務ノ執行ヲ妨害スル者ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處ス

第七百十二條 簡閱點呼執行官簡閱點呼ヲ終ルトキハ簡閱點呼結果表及報告書各二通ヲ作り其ノ一通ハ師團長ニ差出し他ノ一通ハ聯隊區司令官ニ送付ス

附則

第七百十三條 後備役屯田兵下士以下及其ノ兵村ニ關スル事項ハ隊伍ニ編入セサル豫備役屯田兵下士以下其ノ兵村ニ適用ス

第七百十四條 本條例ノ施行細則ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第七百十五條 本條例ハ明治十三年四月一日ヨリ實施ス

陸軍一年志願兵條例

(明治廿六年七月十九日勅令七十三號發布ナレ最)

機關の下に養成された下士に教育せられて居つた者迄が、此からは特別教育機關を剝奪された下士に教育されねばならぬ事になつた。

下士は軍隊の事實上直接教育者で、特に軍紀、風紀の確立するにせないので、全く下士の双肩に懸つて居ると云つてもよいものである。又其の新兵教育の學科、術科とも假令新兵掛少尉と云ふ者はあるも、此は全くのちぼつちやんで、士官學校飛出しの無經驗、無能力な飾者と云つてもよい位の者であれば、直接教育の衝に立つて、此を生た軍人とするのも死だ軍人とするのも、一に下士の責任であり實務であるのである。乃ち軍隊の剛愎、強弱は、全く下士の剛愎、強弱で、下士の善良な者を持つ中隊は、總ての成績に悪かつたといふ事は無い。

無論當局者も下士の位置を進め、境遇を高め、此を出來べく、大善良ならしめんが爲には、なか／＼下士教育に力を盡さうとして居られるので知れては居るが、同時に下士の特別教育機關である教導團の廢止と云ふ事は尤も不思議な顯象と云はなければならぬ。

聞く處に依ると、此の特別機關である教導團廢止の理由と云ふものは、此迄の教導團出身下士の成績と、聯隊養成下士の成績とに餘り甚しい差別が無く、時とするに聯隊養成下士の成績の方が比較上遙に優つて居ると云ふ顯象があり、且つ近來は年々下士出身志願者が遞減して來て、需用を充す事が出來無いので、此ならば聯隊下士養成に一層の力を盡せば、殊に教導團の成立を必要としない云々と云ふにあるのだが、若し此ならば其の理由とする處が甚だ薄弱で、軍國民は此位の理由の爲に其の特權を剝奪されるのを默止して居つてはならない事である。必ずや當局者間には他に確固たる理由の存する事ではあらうが、某將軍が某軍事記者に語つたと云ふのに、陸軍今日の下士の最大限を見極めて考へて見ても、下士の教育は聯隊で澤山で、充分所望の位置に達せしめる事が出來れば、他に教導團と云ふが如き特種機關を必要としない、それよりも軍隊と聯隊區人民との關係を親密ならしめて、聯隊區民に其の所屬聯隊は己が子々孫々に依つて立たなければならぬ聯隊で、其の軍旗の名譽はやがて聯隊區民の名譽でありまた特權であるので、此の名譽と特權を守護せんが爲には區民は此を守護するに足るだけの人物を出さなければならぬと云ふ事を充分に會得させ、以て第何聯隊の好成績を得るも悪成績を持つも一

のは、此迄の教導團出身下士の成績と、聯隊養成下士の成績とに餘り甚しい差別が無く、時とするに聯隊養成下士の成績の方が比較上遙に優つて居ると云ふ顯象があり、且つ近來は年々下士出身志願者が遞減して來て、需用を充す事が出來無いので、此ならば聯隊下士養成に一層の力を盡せば、殊に教導團の成立を必要としない云々と云ふにあるのだが、若し此ならば其の理由とする處が甚だ薄弱で、軍國民は此位の理由の爲に其の特權を剝奪されるのを默止して居つてはならない事である。必ずや當局者間には他に確固たる理由の存する事ではあらうが、某將軍が某軍事記者に語つたと云ふのに、陸軍今日の下士の最大限を見極めて考へて見ても、下士の教育は聯隊で澤山で、充分所望の位置に達せしめる事が出來れば、他に教導團と云ふが如き特種機關を必要としない、それよりも軍隊と聯隊區人民との關係を親密ならしめて、聯隊區民に其の所屬聯隊は己が子々孫々に依つて立たなければならぬ聯隊で、其の軍旗の名譽はやがて聯隊區民の名譽でありまた特權であるので、此の名譽と特權を守護せんが爲には區民は此を守護するに足るだけの人物を出さなければならぬと云ふ事を充分に會得させ、以て第何聯隊の好成績を得るも悪成績を持つも一

近マテノ加除ヲ以テ訂正セリ

第一條 徵兵令第十三條ニ據リ一年志願兵トナル者ハ居住地師管内ニ於テ服役スベキ兵科及衛戍地ヲ選フコトヲ得

但第四條ニ當ル者ハ此限ニ在ラス

第二條 一年志願兵ニハ所屬隊ヨリ糧食、被服、裝具、兵器彈藥ノ現品ヲ給シ被服費、裝具費、彈藥費及兵器修理費トシテ金六拾壹圓糧食費トシテ金參拾八圓ヲ納メシム又騎兵科ニ入ル者ニハ馬匹ヲ貸與シ馬糧費裝蹄費、別毛費及馬藥費トシテ更ニ七拾五圓ヲ納メシム以上ノ金額ニ不足ヲ生スルトキハ之ヲ追徵シ殘餘アルトキハ之ヲ還付シ兵器ハ本人滿期ノ際之ヲ返納セシム

第三條 一年志願兵ハ在營セシムルヲ例トス但本人ノ願ニ依リ聯隊長(聯隊長ニ在テハ該隊長以下全シ)外泊ヲ許シ通勤セシムルコトヲ得

第四條 費用ノ全額ヲ自辨シ能ハサルノ證アル者ハ糧食費外ノ費用ヲ官給ス

第五條 一年志願兵ハ總テ無給料トス其検査往復並ニ入營退營旅費亦自辨トス

第六條 官費服役ヲ許スヘキ一年志願兵ノ定員ハ毎年陸軍大臣之ヲ定ム

官費服役出願者前項定員ヲ超過スルハ年少ノモノヨリ順次次年ニ廻シ入隊セシム

第七條 一年志願兵ハ現役滿期ノ後六ヶ月間豫備役ニ五ヶ年間後備役ニ服セシム

豫備役後備役中犯罪ノ爲メ又ハ正當ノ事由ナクシテ召集ヲ欠キタルモノ其召集ヲ欠キタル年ハ服役年算セス

第八條 一年志願兵志願者ハ其願書ヲ一月三十一日迄ニ本籍島市郡市長(東京ノ三市及北海道區ニ在テハ區長以下全シ)ヲ經テ所在地所屬ノ師團長ニ差出スヘシ但シ徵兵令第十三條ノ學校卒業者ハ卒業證書寫及戶主ニアラサルモノハ戶主二十歳未滿者ハ戶主若クハ後見人ノ承認書ヲ添付スルヲ要ス

つに區民の責任である事を明にさせて置けば、必ず兵士を其の聯隊に得ると共に、従つて其の内より其下士を得られる譯で、此は某將軍が某地での實験であると云はれて居るが茲に注意せなければならぬ事は、此は聯隊區民が幸にして其の聯隊の己が子々孫々守らなければならぬもので、此が名譽は己が名譽であり、此が特權は己の特權であると云ふ事を理解し得た時で、今日の各聯隊區民は果して其の所屬聯隊と己が關係を理解して居るが、甚しいに至つては己は第何聯隊の區民であるかも知らぬものが多いで、無いか、區民が知らないのは無智であるとしても、各聯隊は果して其の聯隊區との結なきを完全に取つて居るか、或は行軍とか或は演習とか聯隊の動く時にすら、軍隊として人民に接する事はあつても、其の聯隊として區民に接すると云ふ事は無いではないか、

軍隊は職務繁忙にして、聯隊區民との關係を取るに充分な餘裕が無とすれば、茲に一つ尤も此の關係を取るに便宜で且つ充分な餘裕を持つて居る一代表者がある、其は聯隊區司令部である、乃ち區民に對しては聯隊を代表し、聯隊に對しては區民を代表し得る資格と實質を持つて居る官衙で、若し此を圓滿に使用して行けば某

將軍の意見も通るか知れ無いが、果して聯隊區司令部は事實上區民に對しては聯隊を代表し、聯隊に對しては區民を代表して居るか云ふに、區民に對して軍隊は代表して居るが、聯隊は代表して居ら無い、此が居ら無いと云ふものは、聯隊區司令部は聯隊と連絡が無くして師團司令部に直隸して居るからである、此では如何に聯隊が聯隊區司令部を通じて聯隊區に働きたくつても、働かれ無い道理である、此を小學教育に譬へ、言へば家庭と學校と連絡して初めて教育の成果は見られべきものだが、此の間他人の監督者が介つて、勝手な事を働いたら如何であらうか、家庭も不本意であると共に、學校も定めて迷惑であらう、今の聯隊區司令部は邪魔にこそなれ、聯絡のよすがには更にならぬ、

某將軍の意見も必竟時と場合の話で、決して此を以て一般を論ずる事は出来無い、されば聯隊養成下士は必ずしも善良な兵士のみから撰ばれる譯に行かないのである、よし善良な兵士から撰むても、下士となるにはなか／＼の教育がある、決して特別教育機關の不必要であるわけが無いのである、而して下士は尤も多忙な職務を持つ、而して兵士は更に多忙な勤務を持つ、此の多忙な職務と

島司郡市長ハ志願者ノ身元資産並ニ犯罪有無ノ證明書ヲ製シ其願書ニ添付スヘシ

第九條 前條ノ志願者ニシテ一月三十一日迄ニ徵兵令第十三條ノ學校ヲ卒業セサル者ハ其年十月三十一日迄ニ卒業スヘキ者ニ限リ學校長ノ證明書ヲ以テ卒業證書寫ニ換フルヲ得但卒業ノ上ハ直ニ卒業證書寫ニ添ヘ師團長ニ届出ヘシ

第十條 師團長ハ第八條ノ志願者中學術試驗ヲ受クヘキ者ノ人名書ニ通テ製シ其一通ヲ監軍ニ呈シ其一通ヲ身軀検査ヲ爲サシムヘキ軍醫ニ下付スルモノトス

第十一條 一年志願兵ノ學術試驗格例ハ毎年之ヲ定メ陸軍大臣之ヲ告達ス

第十二條 師團長ハ學術試驗ヲ受クヘキ者ノ身軀検査時日ヲ定メ府縣知事ニ通達シ本人ヲ検査地ニ召集ス

第十三條 師團長ハ軍醫ヲシテ學術試驗ヲ受クヘキ者ノ身軀検査ヲ爲サシム其

合格者ハ陸軍將校生徒試驗臨時委員ヲシテ學術試驗ヲ行ハシム

將校學校監ハ試験ノ成績ニ據リ及第落第ヲ定メ監軍ノ裁定ヲ受ク之ヲ旅團長ニ通告スヘシ

第十四條 師團長ハ試験ノ成績ニ據リ及第落第ヲ定メ及第者ニハ一年志願兵認定證書ヲ付與シ落第者ニハ其旨ヲ通知スヘシ

第八條但書ノ卒業者及第九條ニ當ル者ハ通常ノ徵兵ト全時ニ身軀検査ヲナシ合格者ニハ一年志願兵認定證書ヲ付與シ不合格者ニハ其旨ヲ通知スヘシ但第九條ニ當ル者ノ認定證書ハ全條但書ノ届出ヲ爲シタルトキ之ヲ付與スルモノトス

第四條ニ當ルモノハ認定證書ノ外別ニ官費服役證書ヲ付與スヘシ

第十五條 一年志願兵ノ入隊期日ハ毎年十二月一日トス

第十六條 一年志願兵認定證書ヲ受ケタ

勤務の時間から更に其時間を引抜て、此に特種教育を施す時間を得やうとするには随分苦心經營の勞が必要であるが、此の苦も勞も今日迄實際如何に酬いられて居るか、常に泡沫の如く拂ひ去られて些の痕蹟をも止めて居ないでは無いか、現制度の教導團教育が不完全ならば、其の制度法則は如何にも變更して、當局者が口にする如く、實際下士の位置を高め、其の境遇をよくするに足る特別教育機關を改造するが宜敷い、不完全なもの、生産物を不完全な教育のものに比較して、如此き大問題を輕々に處置し去らうと云ふのは誠に遺憾である、完全な生産物と完全な生産物を比較してこそ、眞に物の價値は定めらるゝものである、軍國民は其の何れにせよ、既得の特權を剝奪される上から言つても此際黙止すべき處では無い事である、著者は本書の論述上から言つても、將校出身志願者に対する士官校幼年校、衛生部將校出身志願者に対する軍醫學校獸醫學校、軍樂生出身志願者に対する軍樂校等に對して、是非々々此の下士出身志願者に對する教導團は、残したいものであると思ふ、

各學校教育順次一覽

今左に前記各學校教育順次を一覽表として示す、

學校學生生徒教育順次一覽表

名稱	採用者			入學(隊)期	學期	卒業者	卒業ノ見込ナキ者
	種別	年齢	身長				
陸軍大學校學生	各兵科中少尉當分の内各兵科大尉より擧げ得る			一月三ヶ年	概れ一ヶ年	隊附は原隊に復歸し隊附外は復歸の命に付す	
砲工學校學生	砲工兵科少尉			十二月一日	當分の内一ヶ年に短縮することを得	原隊に復歸す	
戶山學校學生	歩騎砲工輜重兵士官下士時として歩兵少佐を以てす			九三	射撃科士官は概れ四ヶ月上士は概れ三ヶ月同下士は概れ五ヶ月體操及劍術科は概れ五ヶ月	原隊に復歸す	

一 傷痍若クハ疾病ニ由リ服役ニ堪ヘ難キ者

二 本人ヲ要スルニ非サレバ家族自活シ能ハザル事故ヲ生シ其家族ヨリ免役ヲ願出タル者

第三十六條 前條ノ家族自活シ能ハザル事故ニ由リ免役ヲ願出テントスルモノハ其願書ニ近隣ノ戸主二名ノ保證書ヲ添ヘ島司郡市長ヲ經テ聯隊區司令官又ハ警備隊司令官ニ差出スベシ市町村ニ於テハ町村長(町村制ヲ施行セザル地方ニ於テハ戸長又ハ之ニ準スヘキモノ)ノ與書證印ヲ受クヘキモノトス

島司郡市長ハ其事實ヲ查察シ狀況書ヲ作リ願書ト共ニ聯隊區司令官又ハ警備隊司令官ニ送付シ同官ハ之ニ意見ヲ附シ願書ト共ニ聯隊長ニ移スベシ

第三十七條 第三十五條ニ當ルモノアルトキハ聯隊長ハ師團長ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分ス

第三十八條 本條令第一條乃至第四條ハ本年十二月迄ニ入隊ノ一年志願兵ニハ

軍樂學校生徒	華士族平民	各生徒志願者ノ年齢ハ入隊又ハ入學ノ期月ヲ以テ之ヲ算ス	但教導團生徒ニ在テハ六月ヲ以テ之ヲ算ス	當分ノ内士官候補生、教導團生徒及要塞砲兵射擊學校生徒ハ年齢十八年以上二十六年以下ノ者ヨリ採用ス	此他ハ本編第一章中陸軍補充同第二章中各學校學生生徒及第四編第二章中陸軍召集ニ就テ看ルヘシ
年身長及入學期は其時々告進の概れ十五ヶ月	年齢身長及入學期は其時々告進の概れ十五ヶ月	各生徒志願者ノ年齢ハ入隊又ハ入學ノ期月ヲ以テ之ヲ算ス	但教導團生徒ニ在テハ六月ヲ以テ之ヲ算ス	當分ノ内士官候補生、教導團生徒及要塞砲兵射擊學校生徒ハ年齢十八年以上二十六年以下ノ者ヨリ採用ス	此他ハ本編第一章中陸軍補充同第二章中各學校學生生徒及第四編第二章中陸軍召集ニ就テ看ルヘシ

附 錄

兵營生活

方位の鑑定

時は午後八時過ぎ、事は夜間演習の折であつた、新兵衛は斥候長で兵三名を従へ、敵の歩哨線をさぐつて來といふ命令を受け、委細かしてまつて出立つた、

其の晩は眞暗闇であつて、少し雨氣を帯びた生暖い嫌な風が、折々頬をかすめて行く、星は見えず道は行けず、出立た所の位地から大概の方角を取つて距離を計り計りして行たが、實にわからないにも此程わからなかつた事は無つた、

採用セス(註本年トハ二十六年ナリ)

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

本令施行以前旅團長ニ差出シタル一年志願兵ノ願書ハ之ヲ師團長ニ引繼クベシ

陸軍懲罰令

第一章 法例

第一條 此令ハ軍人ノ故意疎虞懈怠過失ノ輕犯ニシテ刑法ニ該ラサル者及ヒ素行修マラス軍人ノ體面ヲ汚ス者アル時上官之ヲ懲戒スルノ罰典トス但他ノ法律規則ニ依テ論ス可キ者ハ各其法律規則ニ從フ

第二條 各所管ノ長官軍團長師團長旅團長及衛戍司令官ハ部下ノ軍人此令ヲ犯ス者アル時之ヲ罰ス可シ

第三條 各軍隊ノ隊長ハ左ノ區別ニ從テ處分ス可シ

一 聯隊長ハ部下ノ軍人三十日以内ノ

謹慎營倉

兵は萬事斥候長の指揮によつて動くのだが、其の肝心の斥候長殿は、御自身一人さへ持餘して居といふので、なか／＼他の者どころでな

兵「斥候長殿……斥候長殿……」

兵「オイ、途でもあるか？」

兵「何だか此處は垣の様ですぜ、何方向でも行けません」

兵「弱つたなア、人家じや無か？」

兵「人家じや無やうです、燈火も何も見えないですが……」

兵「云ふ時、メシ／＼メシ／＼といふ木の葉を踏む音が向ふに聞えた、自分は兵が途を見付出したのだと思つたので」

兵「オイ、見付つたか？」

兵「云たが答は無つた」

兵「べたッ」

兵「大喝一聲耳元に聞えてゆきなり我襟頭を無圖と掴んだ者がある、はッと思つた時バサバサ／＼と木の葉を踏みしだいて」

兵「逃すナ／＼」

兵「と呼び乍ら二三人の聲と足音、驚いたの驚かないのど一兵は早や一目散、自分も逃二無二に引ちぎつて逃出す、追驅る、後方は地勢を

- 二 大隊長ハ部下ノ士官十日以内ノ謹慎下士二十日以内ノ營倉兵卒三十日以内ノ營倉
- 三 中隊長ハ部下ノ下士十日以内ノ營倉兵卒二十日以内ノ營倉
- 獨立若クハ分屯ノ大隊長及憲兵隊長ハ第一項ニ獨立若クハ分屯ノ中隊長及分遣隊長タル中少尉並ニ憲兵分隊長ハ第二項ニ軍樂隊長ハ第三項ニ同シ
- 第四條 前條ニ掲クルモノ、外ハ左ノ區別ニ從ツテ處分スヘシ
 - 一 將官並ニ獨立ノ職ニ在ル上長官ハ前條第一項ニ同シ
 - 二 獨立セサル職ニ在ル上長官並ニ獨立ノ職ニ在ル士官ハ前條第二項ニ同シ
 - 三 獨立セサル職ニ在ル士官ハ前條第三項ニ同シ
 - 四 前各項ノ場合ニ於テ將官又ハ上長官ヲ以テ充ツル職ニ在ルモノハ將官、上長官又ハ士官ヲ以テ充ツル

よく知て居るので奔馬の勢で追て来る、此方は其で無とも迷た擧句なので無我夢中にただ飛ぶ前に引掛つて轉ではならないと思ふので、暗雲に足を高くあげて飛で居と、一足空を踏だかと思ふと身はストーンと低い所に投落された、落るとクツといふ程銃床に横胴腹を打つけたが、幸に下は藁か萱かの積であつたので、傷は爲なかつたが膽は確につぶした、

漸くにして起直つて下に摺付た類の座を左の手で拂つて、もう大丈夫誰も追驅ては来まいと思ふうちペツと頭の上から土を跳掛て、自分の右手にドッサリと飛下たものがある、

「アツ

と云ふ聲に驚て飛退たが、如何も聞た聲なので

「演じや無いかツ?

といふと、

「演ア、斥候長……

と答たのは違も無い一緒に連て出て斥候兵で、補充で入營した演であつたが、二の句をつげない、先生強く向脚を自分の銃床尾に叩き付たを見て、連に撫りながらワン／＼唸て居る、

「如何した／＼何處かやつつけたか?

- 職ニ在ルモノハ上長官、士官又ハ准士官ヲ以テ充ツル職ニ在ルモノハ士官ニ同シ
- 五 一時限り部下ニ屬シ又ハ指揮下ニ屬スルモノ、懲罰前條ハ並ニ本條ニ同シ
- 第五條 前條ニ因り處分ヲ爲シタル時ハ各秩序ニ從ヒ其屬スル所ノ上官ニ申報ス可シ若シ其犯行權限外ノ日數ニ該ル者ト認ル時ト雖モ先ツ其權限ニ從テ之ヲ處分シ意見ヲ附シ申報ス可シ
- 申報ヲ受ケタル隊長長官ハ各權限ニ從ヒ變更シ若クハ日數ヲ増加スルコトヲ得
- 第六條 (削除)
- 第七條 甲所ニ於テ此令ニ掲クル犯行アル者未タ處分ヲ經スシテ乙所ニ轉スル時ハ甲乙互ニ通議シ乙所ニ於テ處分ス可シ
- 第八條 此令ニ掲クル所ノ犯行二箇以上俱ニ發スル時ハ各其罰ヲ科ス但一所爲

といふて見たが只唸る計り、容易に立てる様が無ので、兎に角甚邊に出たら人家もあらふから其處まで己が肩に掛て來と、銃を左の肩に演を右に倚掛らせて出掛た、落た處から二三間で小溝を一ツ越ると林の間に入た、雜木林であると見て小さな木と低い枝がむしやうに人に突掛る、疲勞ては來る腹はへると云ふので、暫く休むで居るうちに演も大分快腹して來た、

「長さつぱり方角が解らんがマツチがあると磁石を見るが、貴様マツチは無かイ?

演は彈藥函を採したが合憎無つた、

「演 墓原でもあると石を撫て見ますが、合憎此處には無し、此の木がズント大イと昔の生へ方で北南はわかりませんがア、

と云た、自分は數日前に教へた學科をよく應用し得た彼の心掛には感心した、

「長 左様サ、大樹又は家屋は北方に藪苔を生じ若くは青色を帯ぶといふとがあつたよ、大根や人参でも其の根が多く南に蔓つてるといふが、こらア引抜く時に餘程注意しないと解らないが、これで最少し晴ると解るだらう、

「演 左様で御座りますア、イヤ大分星が出て來ました、

二箇以上ノ犯行ニ觸ル、時ハ其一ヲ科ス

第九條 軍屬及陸軍所屬ノ諸生徒此令ヲ犯スモノアルハ軍人ト同ク處分ス可シ但軍屬高等官ハ將校ニ判任官ハ下士ニ諸生徒其他ノ者ハ諸卒ニ準シテ處分ス

第十條 戰時若クハ事變ノ際ニ在テハ第三條ノ諸官ハ處罰中ノ者ニ戴罰ノ儘服務ヲ命スルヲ得但此場合ニ於テハ服務中ノ期日ヲ處罰日數ニ通算ス

第十一條 戴罰服務中特ニ功蹟若クハ勤勞アルモノハ第三條ノ諸官其處罰ヲ免シ若クハ之ヲ輕減スルヲ得

第二章 罰令

第十二條 將校及ヒ同等官ニ科ス可キ罰目

- 一 重謹慎
- 二 輕謹慎
- 一 重營倉
- 二 輕營倉

第十三條 下士ニ科スヘキ罰目

第十四條 諸卒ニ科スヘキ罰目

- 一 重營倉
- 二 輕營倉

第十五條 謹慎ハ勤務ヲ停メ他出及ヒ外人ト接見通信スルヲ禁ス其日數ハ一日以上三十日以下ト爲ス重謹慎ハ俸給ノ半額ヲ減シ輕謹慎ハ其四分一ヲ減ス第十六條 謹慎限内疾病アレハ醫ヲ延ク一ヲ許シ水火等ノ災害アルハ防救遷徙スルヲ許ス

第十七條 下士上等兵屢第十三條第十四條ノ處分ヲ受ケ仍ホ檢改ノ狀ナク部下ノ儀表ニ堪ヘサルモノハ其官職ヲ免ス但兵役ハ之ヲ免セス其官職ヲ免シタル者檢改ノ効アルハ之ヲ免シタル日ヨリ六月ノ後之ヲ復スルヲ得官職ヲ免シ又ハ之ヲ復スルハ近衛都督師團長若クハ之ト同等以上ノ權アル長官ニ於テ之ヲ爲ス第十八條 重營倉ハ演習ノ外勤務ヲ停メ

長「成程……見上げて居ると段々空も晴て來た、林を透して見ると直ぐ五六間の處に黒い物が三ツ四ツ并んで居る、

濱「何でしやう、濱も自分もまた追驅られるかと思つたが、大分方角違ひなので、

長「切株だらふ、と出て見ると、切株では無つたが道傍の石地藏と石塔で、其處には車力の通れる位な路がある、

長「もう大丈夫だ、濱「一ツ今ののを試験て見ましやうか、

長「よからふ、やつて見がい、濱は石地藏を撫でまはした、が一向に苦ら敷物も無く、解りませんと云ひ乍ら次に石塔を撫回した、濱「此方が北で御座いましやう、斥候長殿、如何か左様らしいです、

濱「レレ〜と自分も立寄て撫て見ると、成程塔の左側面には一面に苦が生て、前後面にも少々はあるが、右側面はサラ〜として居てまるで截りたての様だ、

長「違ひない〜左様すると左の方が北だ、彼是するうち空はずつかり晴た、見上るに北斗七星が燦然として輝て居る、

長「もう苦が無つても解る、見るだらふ、濱、北斗星が!

濱「どれでいいますか?

長「ソレ向ふの森の右のズンド上に一ツ光る星が見るだらふ、

濱「エートあります〜、長「あの星が大熊星といふ星の隅のやつだ、ソレ其の左の上にもた一ツ星があつて、其の右に一ツ、其の下に一ツ、恰然正方形の様ナ工合に四ツ星があるだらう

濱「成程あります〜、長「其今云ふた一番終の星から右斜メ上にくの字形にまた星が三ツ見るだらふ、

濱「ハ、ア都合七ツ、成程それで七星ですか、長「待て〜其處であの七ツの星が大熊星と云ふ星であれが北斗星を見付出す斥候なんだ、今夜僕等の様な工合じゃ不味が、其處でだ、其の大熊星の一番下の隅にある、初め見付出した星は

營倉ニ鋼シ寢具ヲ貸與スルコトナク唯飯
及水鹽ヲ給ス其日數ハ一日以上三十
日以下ト爲ス但七十二時ノ内ニ廿四時
間ハ輕營倉ニ移ス可シ

第十九條 輕營倉ハ演習ノ外勤務ヲ停メ
營倉ニ處ス其數ハ一日以上三十日以下
ト爲ス

第二十條 營外居住ノ者ヲ營倉ニ處スル
ハハ四獄ノ監倉ニ於テ之ヲ行フ

第二十一條 重營倉ニ處スルトキ營内居住
ノ者ハ俸給十分ノ八ヲ減シ營外居住
者ハ其半額ヲ減ス輕營倉ニ處スル時營
内居住者ハ俸給十分ノ六ヲ減シ營外居
住者ハ其四分ノ一ヲ減ス

第二十二條 第廿七條ニ掲タル所ノ犯行疎
虞懈怠若クハ過失ニ係ルモノハ輕謹慎
輕營倉ニ處シ其故意ニ係ルモノハ重謹
慎重營倉ニ處ス

第二十三條 營倉ニ處スヘキ者下士上等兵
諸生徒及ヒ營外居住ノ者ナル時ハ禁足
ニ在營兵卒ナルハ若役ニ換フルコトヲ

得

禁足若役ニ處スル時其日數ハ重營倉ノ
一日ヲ三日ニ輕營倉ノ一日ヲ二日ニ折
算ス

禁足若役ニ處スルハ營内居住ノ者ハ其
俸給十分ノ二ヲ減ス

第二十四條 禁足ハ勤務演習ノ外營外ニ出
ルコトヲ禁ス

營外居住ノ者ハ勤務演習ノ外他出ヲ禁
ス但水火災疾病等アルハ此限ニ非ス
第廿五條 若役ハ勤務演習ノ外營外ニ出
ルコトヲ禁シ雜役ヲ執ラシム

第廿六條 諸卒ハ犯行ノ情狀ニ因リ罰限
滿ルノ後三十日以内仍ホ其佩劍ヲ禁ス
ルコトヲ得

第三章 犯行

第廿七條 犯行ノ款目左ノ如シ

- 一 職務ノ權限ヲ誤ル者
- 二 訓導ノ道ヲ失フ者
- 三 上申下達其他定期アル時日ヲ稽緩
スル者

演「ハイ、」

長「其の星に其の左の上の星から一直線を引てズーッと右下の方に
一星の距りの五倍程延して見い、小サイがよく光る星がある、
演「成程あります、」

長「あれが北極星だ、
演「ハ、ア、あれですか、」

長「北斗星がやはり大熊星と同じく七ツ星が連続して居る、今北斗
星を基點としてくの字形に三ツ連ねて其から正方形に四ツ、恰
然大熊星の七ツ星と反對の位地に七星になつて居たらふ、其處
で此を總稱して小熊星と云ふのだ、
演「成程、能く解りました、左様すると何日も斯いふ工合に排列で
居ますですか？」

長「左様サ、大熊星小熊星の排列は何日でも違はんが、位地は時々
刻々に違ふよ、つまり言はば北極星を中心にして、互に關係して
居る位置は變らずに、右下から左上に一晝夜に一回轉るのじや、
演「ハ、ア面白う御座いますなア、」

長「面白うつかり時を過ぎた、歩行きながら話さう……と北が此
の方角だから、左様じや全で反對に途をとらなきやアならない
ナ、それでこれが晝間なら方位の鑑定に非常に容易し、第一太
陽の位地が午前六時に東、正午に南、午後六時に西にあるか
ら、此間の時間はそれで押してわかる、また満月の時は此の順序
に轉倒して、午後六時に東、半夜に南、午前六時に西と極つた
ものだ、右の方の缺た下弦の月の時は午前六時に南、半夜に東で
左方を缺た上弦の月は夜半に西で午前六時南といふ順序なんだ
ちと面倒だがわかつたか？」

演「餘り一時にや覺えられない様ですが、オヤツ喇叭が聞えて居り
ます、」
長「成程集まれじや、さア急がう、驚てるだらふなア斥候が居な
くなつたので、」

かくて吾々が前哨中隊に歸着た時は、もう既に十一時過であつた、
非常に心配して居たさうで、散々に油をどられた擧句亦散々に笑は
れた、が演は此の夜から方位鑑定には非常に詳悉くなつた、

新兵の訓練

人は新兵の苦味を知て、新兵掛の一層の苦敷い事を知らない、抑
新兵掛は、一々中隊について士官一名と下士上等兵の十數名で成立

- 四 文書計算ヲ誤ル者
- 五 命令ヲ誤リ若クハ之ヲ誤リ傳フル者
- 六 物件ノ調製貯藏運搬支給ヲ誤ル者
- 七 職役若クハ屯營本隊ヲ離ル者
- 八 他方ニ赴キ歸着ノ期ニ後ル者
- 九 行軍ニ際シ發程及ヒ乘艦ノ期ニ後ル者
- 十 召集ノ期ニ後ル者
- 十一 受寄ノ財物若クハ借用物ヲ典却スル者
- 十二 官物ヲ擅用スル者
- 十三 法則命令ヲ違奉セス若クハ之ヲ誹謗スル者
- 十四 罵詈侮慢若クハ鬪争スル者
- 十五 暴行脅迫スル者
- 十六 猥リニ劍ヲ拔ク者
- 十七 酩酊シテ事ヲ省セサル者
- 十八 言語所爲詐偽ニ涉ル者
- 十九 疾病事故ニ託シ勤務演習ヲ免レントスル者

つて居が、十二月一日己等の手に受取てから凡そ半歳の長日月、雨にも雪にも先づ身を以て訓練し、衣食睡眠の未に至るまでも、心を盡して教へ導く、其の勞苦といふものは、なかく一通や二通のものでは無い、身を軍服に變へぬ前は、最少し確乎とした男の様に見えたる者も、一度營前に浮世の衣服を脱捨ると共に、其の本質迄も脱捨るものと見えて、奇妙に獨自一個が無くなる、實は此の方が全く養成するとしてはよいもの、また餘り無さ過ても困る、要は角のある獨自一個を捨て、圓き獨自一個を保存して居るものが尤も望ましい、處が當籤といふ事で既に有か無かの獨自一個を失ひ了して居るのに、入營といふ大現實で、本人はもう売である、

新兵掛下士上等兵の云ふ事は、何も彼も大鐘の様に聞えると思えて、聲を掛ると一も二も無く縮み上る、履歷書を見ると想應に教育を受けて居るものが「右向けー右ッ」といふ號令を聞きながら、濟して左向く、と後方の者と顔を見合せて、周章て後回る、そこで「こらッ」などと一喝すると、此れから以後する事爲す事皆誤る、つまり一生懸命になり過るからだ、これを調子をとりながら退屈させない様に、覺える様に教へ込むはなかく骨である、新兵掛になつて三日目位になると大概の者が皆聲を涸して了ふ、

- 二十 抗言恃頑從順ノ道ヲ失フ者
- 廿一 犯罪アルヲ知テ之ヲ曲庇スル者
- 廿二 勤務演習集合ノ期ニ後レ若クハ之ヲ缺キ若クハ之ヲ懈ル者
- 廿三 服裝法ニ違フ者
- 廿四 敬禮ヲ闕ク者
- 廿五 官給ノ物件措置拭拂法ニ違フ者
- 廿六 物件ヲ誤毀遺失若クハ汚損スル者
- 廿七 失言過語若クハ應答ノ事理ヲ誤ル者
- 廿八 軍人ノ態度ヲ失フ者
- 廿九 上ニ揭クル犯目ノ外素行修ラサル者

赤十字條約

昔ハ戰爭トイハ敵ヲ殲シ財産ヲ掠メテ尙ホ飽クコトナカリシカ人智開ケ法律整フニ從ヒテ戰爭ノ主義モ亦共ニ改メ敵ト雖モ我ニ敵抗心ヲ減シ其力ヲ失ヘハ即チ之ヲ敵視スルナシ故ニ彼我對戰スルモ彼ニ於テ兵器ヲ棄テ又ハ抗敵ノ狀態ヲ止ムルキハ即チ之ヲ敵ト視做サバ爾ヲ法トスニ於テ文明諸國盟約シ戰地ニテ互ニ患者(負傷者並病者)ヲ救ヒ助ケル方法

新兵掛「一ツツ、一ツツ、ソラー一ツツ、一ツツ」如何もわからんな、貴様等自分勝手に歩行くほどなら、何も號令の必要は無じや無か一と云ふたら左だ左が解なければ茶碗を持つ方だ、二と云たら右だ、箸を持つ方だ、これでも解からなければ貴様等の足に繩をつけて引張るばかりだ、

とまで説明しても解らない者が有るに至ては、實にしみる情なくなる。

誰か夏の日に戶外に立を喜ぶ者があらうか、而も先づ自ら炎日熱砂の間に立て、後に兵を呼ぶ者は新兵掛である、誰か雪の朝郊外に晒さるゝを樂む者があらうか、而も先づ自ら北風凜烈たる裡、雪を

ついて進む者は新兵掛である、他の兵は交代して遊歩し食事し睡眠する間にも、押通して寸暇も無は實に此の新兵掛である、何しろ長からぬ時日の間に、一國永久の干城を作りあぐる事であるから其の苦心其の經營誠に慘憺たるものである、

新兵衛の友に秋吉軍曹といふがある、君は四年打續けて新兵掛の苦楚を嘗ただけに、なかなか、彼等の教育には精練である、老熟である、君が嘗て根本的に首の曲て居た新兵を、非常の苦心で直した事がある、かひつまんで言へば先づ斯ういふ話だ、

ヲ定メ其同盟ノ國々ハ相互ノ間不幸ニシテ戰爭ヲ開キ軍人傷チ受ケ敵地ニ在ルコトアルモ殘酷ノ扱チ受ケテ却テ其尊敬救護ヲ受ケシメ人類相殺ノ慘景ヲ減セシトシテ瑞西ノ慈善家ハインリロ、デコナン熱心回説盡力シ同志ヲ糾合シ遂ニ西曆千八百六十四年八月二十二日乃チ我元治元年甲子ノ年瑞西國チエチーヴ府ニ於テ瑞西國及白耳義、丁抹、四班牙、佛蘭西「ヘッス」伊太利、和蘭、葡萄牙及ヒ「アルガルブ」普魯士、「ヴェルナンベル」ノ十二ヶ國ノ間ニ開キタル會議ニテ此主旨ヲ奉シ締結セシモノ之ヲ赤十字ト云フ

赤十字標章ノ原因ハ最初此條約ヲ締結セシ場所ノ瑞西國チエチーヴ府ナリシニ紀念トシテ其ノ國ノ旗草ニ象シテ蓋シ瑞西國ノ旗草ハ赤地ニ白ノ十字ナリ故ニ其裏ヲ取リテ白地ニ赤ノ十字ヲ畫キタルナリ

條約本文
 西曆千八百六十四年戰時負傷者ノ不幸ヲ救濟スル爲メ瑞西國外十一國ノ間ニ締結セル赤十字條約ニ加入シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年十一月十五日
 西曆千八百六十四年八月二十二日瑞西國チエチーヴ府ニ於テ瑞西國外十一國

ノ間ニ締結セル赤十字條約加盟書

日本皇帝陛下ハ軍隊出陣負傷者ノ狀態改頁ノ件ニ關シ千八百六十四年八月二十二日チエチーヴニ瑞西聯邦バート大公殿下白耳義皇帝陛下丁抹皇帝陛下西班牙皇帝陛下佛蘭皇帝陛下ヘッス大公殿下伊太利皇帝陛下和蘭皇帝陛下葡萄牙及アルガルブ皇帝陛下普魯士皇帝陛下ヴェルナンベル皇帝陛下ノ間ニ締結セシ左ノ條約ヲ識認ス

第一條 戰地假病院及ヒ陸軍病院ハ局外中立ト見做シ患者若クハ負傷者ノ該病院ニ在院ノ間ハ交戰者之ヲ保護シテ侵スコト勿ルヘシ

但戰地假病院及ヒ陸軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ル時ハ其局外中立タルノ資格ヲ失フモノトス

第二條 戰地假病院及ヒ陸軍病院ニ於テ任用スル人員即チ監督員、醫員、事務員、負傷者運搬員並ニ説教者ハ各其本務ニ從事シ且ツ負傷者ノ入院スヘク若

或る日の事であつた。

秋吉軍曹「氣を付ッ！一體軍隊教練の第一義は直立不動の姿勢である、先づ兩足を升形に開き、踵をつけ膝を延し、兩腰の上に體の重を載せ、肩を水平にして頭をひき、踵を定め、帽子の徽章から胸の卸鈕を通して兩足の中央に落した線が、一直線に成らなければならぬ……」

と説明しながら、順次に兵の姿勢を正して來ると、一人如何いふ工合か、首が左の方から生へた様に曲て居る男がある、

「貴様、眞直ウー」

と連りに直させて見たが、如何しても直らない、秋吉軍曹今度は自分の首を傾けて考へた、それから種々にして眞直にさせやうとしたが如何しても直らないやむを得ず其の日は其の儘で終つての夜、消燈の號音に一同就寝したと云ふ時、軍曹は班に入て來た、そこで此の兵の就寝の工合をマツと見て居たがやがて歸つた、翌日再び各個教練に、直立不動の姿勢になつて其の曲首先生は呼出された

曲首「へい

軍曹「貴様は夜寝る時は何方枕に寝るか？」

「はい、私は右枕で無いと如何しても寝つかれません、

「左様だらふ、今迄貴様は左枕で寝た事は覚えて無からふ、

「如何してそれを御存で御在ます？」

「貴様の首にさう書てある、だから貴様は首が左に曲つたのだ、以後

「今夜から貴様」右枕で寝る事は出來んぞ、これは命令だ、

「左りとは無理な命令と思つたらしい顔付、唯と答へたまふに控て居ると、軍曹は斯く嚴重に言渡して置いて、他の兵に注意した、

「貴様等は夜此の男の右枕で寝るのを見たなら引起して、何方枕でも寝られる迄打上てやれ、吾も折々行て見るから、貴様も左様心得て居れ、

と、之から後折々廊下の暗闇に、居睡ながら捧ッ銃を爲て居る兵があつた、其の間軍曹室にも睡らない下士があつた、斯くして充分に疲らされた擧句は、右も左もなく睡る兵を、注意して左枕にせしめ、苦心に苦心を重ねた結果は、秋吉軍曹が教育班に、亦曲首の男を見出さなかつた、

此他轆轤細工師臼踏等の右足長く、搗米屋鍛冶職人の右手大なる等の種々は、其の面の異なる様に各人各個夫々であるが、これらをも相應に匡正して、一人前の整つた身軀につくりたてる、なか／＼容易の事では無い新兵掛の新兵に於ける關係は、首に練兵の間計りでは

クハ救助スヘキ者アル間ハ局外中立ノ利益ヲ享有スルモノトス

第三條 前條ニ掲ケタル各員ノ從事スル戰地假病院若クハ陸軍病院ハ敵軍ノ占領ニ係ルト雖モ各員ハ依然其本務ヲ行フコトヲ得ヘク若クハ其屬スル隊ニ再ヒ加ハル爲メ退去スルコトヲ得ヘシ前項ノ場合ニ於テ各員其職ヲ罷ル時ハ占領軍隊ヨリ敵軍ノ前哨ニ之ヲ送致スヘシ

第四條 陸軍病院ノ器具什物等ハ交戦條規ニ從テ處置スヘキモノナリ故ニ該病院附屬ノ各員ハ其退去ノ際各自ノ私有品ヲ除クノ外爾餘ノ物品ヲ携帯スルコトヲ得ス

但戰地假病院ハ前項ノ場合ニ於テモ其器具什物等ヲ保有スルコトヲ得

第五條 負傷者ヲ救助スル土地ノ住民ハ侵スコトヲ得ス且ツ之ヲシテ其自由ヲ得セシメサルヘカラス

交戦國ノ將官ハ住民ニ慈善ノ舉ヲ懲慫

シ且ツ慈善ノ舉ニ依テ局外中立タルノ資格ヲ有スルコトヲ得ヘキ旨ヲ豫告スルノ責アルモノトス家屋内ニ負傷者ヲ接受シ之ヲ看護スル時ハ其家屋ヲ侵スコトヲ得ス

又自己ノ家屋ニ負傷者ヲ接受スル者ハ戰時課税ノ一部ヲ免カレ且ツ其家屋ヲ軍隊ノ宿舍ニ供用スルコトヲ免カルベシ

第六條 負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ハ何國ノ屬籍タルヲ論セス之ヲ接受シ看護スヘシ

司令長官ハ軍團中ニ負傷シタル兵士ヲ速ニ敵軍ノ前哨ニ送致スルコトヲ得

但右ハ其時ノ狀勢ニ於テ之ヲ送致スルコトヲ得ヘク且ツ兩軍ノ協議ヲ經タル場合ニ限ルモノトス

治療後兵役ニ堪ヘスト認メタル者ハ其本國ニ送還スヘシ

又其他ノ者ト雖モ戰爭中再ヒ兵器ヲ帶ヒサル旨盟約シタル者ハ其本國ニ送還

無い、入營して暫の間は、外出して階級を區別する事が出来ず、缺禮し、路に迷ては彷徨り、門限を誤つては遅刻する等の事があるので、毎日曜日度毎に、下士上等兵は己の安息日をも割愛して、夫々十名乃至二十名の新兵を引率して遊に出る、むしろ遊ばれて引張回される、

新兵「上等兵殿ウ一寸煙草を買たふ御座います、上等兵「オ、ヨシ」

新兵「軍曹殿ウ一寸靴下と齒磨を買たふ御座います、上等兵「オ、ヨシ」

上等兵「オ、ヨシ」

上等兵「オ、ヨシ」

上等兵「オ、ヨシ」

十二階、よしく、玉乗りよしく、居合抜よしく、思ひくりに散て見やうと爲を、氣を配り目を見張つて、紛込まないやうに見失はない様に注意しながら、西、東、北、南に引張り回されて、午後五時の門限に目出度營門に入る迄と云ふものは、一寸の油断も隙も出ない、

此の間にはまた、後に傳令等に出た時の爲にとて、主な道筋、宮、寺、公園から、或は出會した將校の階級種別敬禮等を教へる、全で新兵のお供兼案内者、教師兼會計である、而も斯く迄爲ても新兵の方では更に難有く思ふ者が無に至つては、實に父様に對する子供

の我儘といふより外に言ひ様はない、また時とすると引率者が、新兵の窮屈を可愛さうだと思ふ處から、時と處を定めて其の範圍内に隨意に遊歩せしめる事がある、欠禮するな遅刻するな、四時半迄には必ず指定の所に集合せよと、囀で合める様に言聞かせて散らせ、扱時になつて命じた場所に行て見ると、一人集らない者があるといふ、待ても待てもやつて来ない、門限は

切迫する氣は氣でない、新兵の中から氣の利た兵四五名を手別して探にやると、今度は其が歸つて来ない、等といふ様な事になつて来ると、新兵掛の心配と云ふものはなか、想像の外である、何も其の兵が逃亡したればといふて身に關するとは無いもの、其處は師ともなり親ともなつて教育する者の身には、なか、言難い苦

がある、彌々歸つて来ないかと、他の兵は兎に角に門限迄に内に入れて、自分分は營門際に立て居ながら、一方には周番軍曹(隊中一般の取締に任し兵卒の諸規則を遵奉するや

スヘシ
患者負傷者退去スル時ハ其之ヲ率フル
人員ト共ニ完全ナル局外中立ノ取扱ヲ
受クヘシ

第七條 陸軍病院戰地病院並ニ患者負傷
者退去ノ標章トシテ特定一様ノ旗章ヲ
用ヒ且ツ其傍ニ必ス國旗ヲ掲クヘシ
局外中立タル人員ノ爲ニ臂章ヲ裝附ス
ルコトヲ許ス

但其交付方ハ陸軍官衙ニ於テ之ヲ司
トルヘシ
旗及ヒ臂章ハ白地ニ赤十字形ヲ畫ケル
モノタルヘシ

第八條 此條約ノ實施ニ關スル細目ハ交
戰軍ノ司令長官ニ於テ其本國政府ノ訓
令ニ從ヒ且ツ此條約ニ明示シタル綱領
ニ準據シテ之ヲ規定スヘシ

第九條 此締盟各國ハヂュネーヴ會議ニ
全權委員ヲ派遣セザリシ政府ニ此條約
ヲ示シ其加盟ヲ請フコトヲ約諾セリ因
テ之カ爲メ議事録中餘白ヲ存ス

第十條 此條約ハ批准ヲ受クヘキモノト
ス而シテ其批准書ハベルヌニ於テ四月
以內若クハ可成ハ其以前ニ交換スヘシ

是ニ於テ下名瑞西聯邦駐劄日本皇帝陛
下ノ特命全權公使ハ本件ニ關シ特別ノ
權限ヲ帶ヒ此ヲ以テ日本帝國ノ本書條
約ニ加盟スルコトヲ告知ス

追加條款

ヂュネーヴニ於ケル千八百六十四年赤
十字條約ノ千八百六十八年追加條款
(此追加條款ハ千八百六十六年歐洲大戦ナル
佛境及普魯ノ戰爭ニ於テ經驗セシヨリ生ス)

第一條 條約(註)千八百六十四年第二條
ニ記載セル人員ハ敵軍ノ占領スル所ト
ナリシ時ト雖モ依然需要ノ存スル限リ
ハ其勤務スル所ノ病院又ハ假病院ノ病
者若クハ傷者ヲ看護スヘシ
若シ該人員ニ於テ自カラ退去セシム
請求スルキハ占領軍ノ司令官其出發ノ
期日ヲ定ムヘシ
但軍事上ノ必要アルキハ此期日ヲ延

否(監視)の前を繕ひ、一方には引張るやうに其の兵の歸るのを待つて
出來べくは處罰に觸れさせ間敷き苦心を漸くにして影の見えたるを、
引籠る様に門内に連込で、カツ／＼に遅刻の罪をのがれさせ、内に
含めて表に叱り、やつと一日の責任を了る、其の注意其の心勞決し
て仇疎に思てはならぬ、誰が兵營を無情の鬼の集會所といふ、又
誰か軍隊を苛酷峻嚴の專制場と云ふぞ、斯く苦心し斯く教育し、第
一期の檢閲に各個教練分隊小隊教練を濟し、第二期の檢閲に中隊學
大隊學を了つて、初て新兵掛の重任を解れる、解かれて二日間の慰
勞休暇に賣ても其の辭を散ずるそれも只九四十八時間、睡眠時間を除
く時は僅々廿四時間の短休暇が、六ヶ月一百八十四日無慮四千四
百十六時間の雨露に晒され雪霜に苦められつゝ、頭腦と肉體の極力
の勞苦に對する最大限の慰勞である、報酬である、
新兵は謝せでやは、軍隊は謝せでやは、否實に國民は謝せでやは濟
むべきぞ、
嗚呼我が敬愛する新兵掛士官下士上等兵諸君！ 希くば健在なれ、
希くば健在なれ、

注意の練習

軍隊に入つて先づ何より前に聞く聲は「氣ヲ付ツ」と云ふ號令であ
る、此の「氣ヲ付ツ」と云ふ號令が、如何に軍隊に必要であるかは
殆んど述べる要は無らう、
身砲煙彈雨の間に在つては、更に一箇の生死は顧る處でない、否
全軍の生命は全く軍旗に獻てあれば、更に顧る處では無いが、砲
煙彈雨に出會さぬ迄は、軍旗の進めと命じない迄は、尤も注意し
尤も顧慮して慎重に爲なければならぬのは、一身の生命である一
軍の安全である、
されば一度戎服を着ると共に、此の基本的軍隊の大精神を注入
せられてから、絶ず此の方面に向つて養成せられる、
わきまも斥候勤務ほど、注意の必要な任務は無からず、其の出るや
未知の地へ出るものである、其の動くや未知の地を動くのである、其
の働くや未見のものを求めるのである、而も其の求めるものは並普通の
ものではない、我が彼を求め、惡み、且つ出來べくは其の存在をも
拒まんとする丈、それ丈彼も我を求め、我を惡み、我の存在を飽迄
も拒絶せんとするものである、拒絶せんが爲に配置されて居るもの
である、其の間に、彼よりも更に自由に、更に巧に運動せうとする
其の苦心は、なかなか想像の外である、求て危境に進入しながら、

引スルヲ得ルト雖モ其延引ハ僅少ノ日時タルヘシ

第二條 各交戦國ハ中立ト認定サレシ人員ノ敵軍ニ陥リシトキハ該人員ニ其給料ノ金額ヲ與フヘキヲ確保スル條規ヲ設クヘキモノトス

第三條 條約第一條及第四條ニ定メシ場合ニ於テハ戰地假病院ノ名稱ハ陣中病院及ヒ其他病者及ヒ傷者ヲ收容スル爲メ戰地ニ於テ軍隊ニ隨從スル臨時病院ニ適用スルモノトス

第四條 戰時出稅及ヒ軍隊ノ宿舍ニ關スル負擔ヲ賦課スルニ付住民ノ慈善心ノ厚薄ヲ酌量スルハ條約第五條ノ精神及ヒ千八百六十四年議事録ニ記載セル制限ニ從ヒ條理ニ據ルベシ

第五條 條約第六條ノ旨趣ヲ擴張シテ其抑留ハ軍隊ノ狀態ニ關係ヲ來タスベキ士官ヲ取除キ且該條第二項ニ規定セル年限ニ從ヒ敵軍ノ手ニ陥リタル傷者ハ服役不堪ト認メラレサル時ト雖モ戰爭

中再ヒ兵器ヲ帶ヒザル要約ヲ以テ治療後若クハ可成速ニ其郷里ニ還送スベシ

第六條 凡ソ擧船ニシテ危險ヲ冒シ戰爭中再ヒ戰爭後難船者又ハ傷者ヲ收容スル者又ハ之ヲ收容シテ中立船舶若クハ病者傷者ヲ救助スル船舶ニ送致スル者ハ其任ヲ終ルマテ中立ノ待遇ヲ受クヘシ

但戰爭ノ狀態及ヒ戰鬪船舶ノ位置ニ於テ中立タラシムルヲ得ベキ時ニ限ル

右等狀情ノ有無ヲ制定スルハ總テ戰鬪者ノ仁愛心ニ放任スベシ

第七條 總テ捕獲船舶中宗教、醫術及ヒ傷者病者ノ救助ニ從事スル人員ハ中立タルヘシ右人員ハ其船舶退去スルトキハ其私有ニ係ル外科術所用ノ物件及器

必ず安全ならんとするのは、もとより六ヶ敷い筈である、勢ひ目と耳とに、出来べく丈け廣き空間を奔走させて、已を得ないになつて、後身初めて動くやうにする、であるから、斥候の唯一のたよりは、光線と音響とで、此を取去て了たならば、他には冷熱を感じる觸覚ばかりの極く僅少な働によるのみだ、

兵ヤツ、見ます、敵はやつて来るやうです

と云ふ兵の聲に驚て、危ぐ竹藪から踏出しかけた足を引いて、右手に出して置いた兵の處に行つて見ると、水田を隔て、十四五丁向に、村の藁屋根の間から、盛に土煙が上ツて見る

予成程敵は動き出したナ、待て、向に行くのを見ると進撃して来るのでは無い、陣營移轉かな、如何も左様らしい、兎に角一人報告して来い

と、右の旨を小哨長に報せさせて置いて、猶ほ兵種を知ふと見て居ると、先頭に進むは騎兵と見えて、土煙が盛に高く上るが極く薄ひこれは蹄にかけるからで、野砲兵であると、此に砲車が添ので、土煙が、高く上ると共に甚だ濃くなる、

煙の長サで考へて見ると、約二百米突計の行軍長徑であるから、多分一箇中隊位なものだらう、其の次は歩兵である、馬蹄に驟上られ高く上つた土煙は、彌々薄うなつて、やがて空に消て了つたが、今度は濃く低い土煙が頗る長く續く、確に歩兵に違は無い、針の様に細く見える電信柱を標準にして、計て見ると、四五百米突位の長徑であるから、して見ると恐く一箇大隊には過ぎない、これから暫くして野砲兵が行た、と思ふ時後方で突然犬が吠出した、敵と味方かと身構しながら銃取直すと、斥候長々々々殿と小聲に呼びながら、敵を潜て来たは最前報告にやつた兵であつた、これでホツと安心したが、如此時の犬の鳴聲には實に閉口する、が此が逆様である、大に敵の行動を知る便宜となる、

兎に角、斥候に、一番注意を爲なければならぬのは村である、敵地で土民の不遜なのは敵兵近い徴候で、土民の心配の摸様の有るのは敵兵遠い徴候だが、これも人が正直に思た事を顔に顯ば、これで解るもの、なか／＼常も左様はゆかぬ、現に般鑑遠からずだ、表に非常の歡を見せ、それ椅子それ茶と、好遇至らざるなくして置いて、心を緩めさせ、歸途再び其處に立寄と準備して待て居た銃眼、身の四方を圍んで囊の鼠同様に散々な目に合せた、彼の北臺灣

具ヲ捕有ス

第八條 前記ニ記載セル人員ハ依然捕獲船内ニ於テ其職分ヲ勤メ戰勝者ニ於テ傷者ヲ退去セシムルコトニ協力スヘキモノトス然ル後ハ前記追加第一條第二項ニ從ヒ其郷里ニ歸還スルコト自由タルヘシ

前記追加第二條ノ諸規定ハ右人員ノ給料ニ適用スヘシ

第九條 治療軍艦ハ其器具材料ニ關シテハ交戦法規ニ從フヘキモノニシテ該器具材料ハ捕獲者ノ所有ニ屬スヘシ然レニ捕獲者ハ戰爭中其器具材料ノ特別ノ用方ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 凡ソ商船ニシテ特ニ傷者及患者ヲ看護シ其退去ニ從事スル者ハ其ノ何國ニ屬スルヲ論セズ中立タルモノトス然レトモ敵ノ捕獲艦ノ臨檢ヲ受ケ之ヲ船内口記簿ニ記シタルトキハ其傷者及ヒ病者ハ戰爭中服役不堪ノ者トナルヘシ且其捕獲艦ハ右船内ニ委員ヲ派遣シ

其船ニ隨行セシメテ其退去ニ從事スルノ眞實ナルコトヲ監査スルノ權アリトス

若シ右商船傷者及ヒ病者ノ外ニ積荷ヲ有スルトキ其交戦國ノ沒收スヘキ性質ノモノヲラサルニ於テハ亦中立タルヘシ

交戦者ハ中立船舶ニ其軍事ノ機密上ニ害アリト思量スル總テノ交通及ヒ進行ヲ禁止スルノ權アリトス

第十一條 負傷若クハ病患ノ乗組水夫及ヒ軍人ハ其何國ノ人民タルヲ問ハス捕獲者ニ於テ之ヲ保護シ且看護スヘシ

第十二條 條約ノ綱領ニ從ヒ中立ノ利益

陸軍 一 斑

大姑陷附近の村落其後すつかり焼拂て、影も形も早や留ぬもの、思出す度に悪々敷てたまらぬ、人民の模様で知ると云は、實はなかし六ヶ敷い事だ、故に村落の間の偵察は勞多うして功が少いが、物質の有無なんかの偵察になつて來ると、また全く別問題である、扱斯云ふ工合であるから、注意に注意して、木の燃殘米粒のこぼれ轍の跡踏の跡等を考へて、敵の兵種兵力を知る、彼の仲達が祀山の空營を按じて、孔明の智に驚くと云ふは則ち茲である、

去る明治廿八年八月七日、尖筆山攻撃の時、新兵衛は枕頭山の敵を攻撃する部隊に在り、午前五時から開戦したが、敵は山から山に胸壁を築て、連々遠く亘つて彼此相應じ、なかなか容易には寄付なささうな勢であつたが、始めて見ると孤鼠々々と片付て、反て山に登に張合が無た位、劉が黒旗兵の餘にもるかつたは、案外であつたが、彼の空營に入つて見て、初て此の理由がすつかり解つた、營に入つて先づ目につくは、轉た阿片道具、次には轉覆つた大鍋である、彼等は實に不用意千萬である、此の鍋には半米半飯、炊かけが其の儘で、傍近には粘た汁が一面に流て灰神樂の跡著く殘て居る、彼等は戰陣の間にあつても、朝の飯を朝炊て喰うつもりであつたのだらう、否左様して居たのであらう、迂濶と云うか不規律と云

うか、彼等が愚には到底及ぶべからずだ『千本櫻』にも語る如く『全體戰と云ふものは腹が空では耐らない』と、兵士が常に身を離してはならない物は兵糧と彈藥とである、此の何かを欠た時は彼は戰闘力に不具者である、然るに哀や黒旗兵は、空腹を抱て戰つたものである、定て榴彈の響下腹に應へ、銃の反動に目も眩だ事であらう、で宜なり其の早く風を喰て逃し事や、と云ふ結論になつて來る、從て彼等の軍規の更に規律なく、更に生命なく、連戦連敗するも道理であるといふ、判斷もつくり理由である、

扱なほ此の他に見易い道理で、大に有用な事がある、即ち渡河に就ての注意で、先づ河岸に下立て何所を渡らうかと思ふ事がある、其の時は、元より概しての話だが、漣の岸から岸迄一帯に立つ所か、河幅の俄に増て廣くなつた所、或は道路の河端に斷て別に埠頭などの設の無い所などは、大概徒涉場として間違の無い所だ、昔は、水淀む淵やは騒々山川の淺き瀬にこそ仇波はたて、馬を乗入れた武士もあつた、これは尤もよい参考だ、また斯いふ古歌もある、遠くなり近く鳴海の濱千鳥なく音に汐の満子をぞ知る、と、注意すれば何物か偵察の好材料とならないものがあらう。

『オイ、河の彼岸に材木が澤山寄てあるが、貴様は如何考る？』

日用百科全書 第四十編

ヲ享有スル船舶又ハ機船ニシテ之ヲ顯示スル爲メ國旗ニ附揚スル特別旗ハ赤十字ヲ畫セル白旗タルヘシ
交戦者ハ右ニ付必要ト思量スル検査ヲナスヘシ
治病軍艦ハ其外部ヲ白色ニナシ砲門ヲ青色ニナシテ他船ト區別スヘシ

第十三條 條約調印者タル政府ノ認可セル救恤會社ノ費用ヲ以テ機裝ヲナセル病者傷者救助船ニシテ其機裝ヲ公許セシ國主ノ發セル委任狀ヲ有シ且其機裝ノ間及ヒ最後出帆ノ時マテ管轄海軍廳ノ監督ヲ受ケ全ク其職分ノ目的ニ適合スルコトヲ證明セル同廳ノ書券ヲ有スルトキハ其船舶ヲ中立ト看做スベシ且其人員亦同シトス
該船舶ハ交戦國ニ於テ之ヲ尊敬シ且保護スヘシ

該船舶ハ其國旗ト共ニ赤十字ヲ畫セル白旗ヲ掲揚シテ他船ト區別スヘシ其人員職務ヲ行フニ於テ他ト區別スル票章

ハ右ト同色ノ臂章タルベシ又該船舶ノ外部ハ白色ニシテ其他門ハ赤色タルヘシ
該船舶ハ何國人タルヲ論セス交戦國ノ傷者及ヒ難船者ヲ救援シ及ヒ助力スヘシ
該船舶ハ方法ノ如何ヲ問ハス決シテ戰鬪者ノ進退ニ妨碍ヲナスヘカラス
該船舶ハ戰鬪中及ヒ戰鬪後危險ヲ冒シテ事ヲ爲スヘシ
交戦國ハ該船舶ニ對シ監督ト臨檢トノ權アルモノトス且該船舶ノ協力ヲ謝絶シ之ト隔離スヘキコトヲ命シ及非常場合ニ於テ之ヲ抑留スルヲ要スルトキハ其抑留ヲナスコトヲ得
該船舶ノ受容セシ傷者及ヒ難船者ハ孰レノ戰鬪者ニ於テモ其返還ヲ請求スルコトヲ得ス其傷者及ヒ難船者ハ戰爭中服役ヲ受クルヲ禁ス
第十四條 海戦ノ場合ニ於テ交戦者ノ一方傷者及病者ニ關係ナシ他ノ利益ノ爲

と云ふ疑問に出會したなら、諸君は如何答へる、先づ「敵は此の附近に架橋せんとするもの、如し」とでも云ふのが尤も無事であらう、

彼岸に船を集めたは、敵河を渡つて大舉し來らん爲の用意か、或は渡河して丁了後であらう、雁行の亂るを見て、伏兵あるを知つたは義家の智である、犬の吠るを聞いて、人の近いたを知れたは新兵衛の大出来である、しかも兵卒教科書にちやんと書てある。

腹空て午砲の近を知り、欠伸出て放校の鐘間も無を知のは、學生諸氏の實驗であらう、電光見えて雷鳴るを知り花火上てやがて音聞るを知るのは世間の人の智慧であらう、しかも何レか一度は注意の結果で無いものは無い、之を押擴めては、日常の瑣末に前途の大事をも知り、目前微細の物にも非常の大運用を見出すと、なほ土煙に兵種を知り兵力を知り、焼木杭溢汁に敵の軍紀風紀を知る、いたつて容易やうになるであらう、軍事教育はやがて普通教育、普通教育はやがて軍事教育で、豈うつかりと聞流べけんやだ。

距離の測量

距離測量に三通ある、第一 歩測法、第二 目測法、第三 音響測

法であるが、其の何にするも距離測量ほど軍隊に必須の學科は無し、之を小にしては射撃上に、之を大にしては作戰上に、尤も習熟練達して居らねばならぬものである。

初日清戰爭で、吾人が尤も愉快な實驗が一ツある、其は清軍の彈丸は、近付ば、近付くほど、當らぬと云ふ事である、進めば進む程頭の上を越して、先頭の戰鬪員よりもむしろ後方の非戰鬪員の方が危険であつた位で、死でも進む覺悟である吾人は、生れば猶ほ進まうと思つたは當然である。

一體戰鬪中、何が心細いとして、足下に落る彈丸ほど心細い事はなからう、一步進めば腹或は胸にあたるので、なかに氣後をさせるものだが、頭上を掠て飛ぶ流丸の、怪い響を鼓膜に傳る時には、餘り愉快な音とも思はぬもの、これは暫の間で、後には更に耳にどめぬが、足下のはなかく左様いかぬ、處か之か反對であるので、

吾輩の死たくも死得なかつた道理である、第一彼等の距離測量のまづいのが、それで無とも向上したい照準線(ひれ)いよ上へ上たのである、照星も照尺も無い古銃を持つ生蕃が、手近く敵を目前に置かねば、決して射撃しないと云ふのは、一は少い硝薬を浪費しない爲でもあらふが、主因は必ずや距離測量が出来ぬからであら

メニ中立ノ利益ヲ享有スルコト充分推測セラル、トキハ其他ノ一方ニ於テハ反對ノ證左アルマテ彼ニ對シ條約ヲ中止スルヲ得

若シ此推測變シテ確實ノ事タルキハ他ノ一方ニ於テ戰爭中其條約ヲ拋棄スルヲ得

第十五條 此書ハ原書一通ヲ調製シ瑞西聯邦ノ文庫ニ保存スヘシ

此書ノ公正ナル謄寫ハ此條約ニ加盟スルヲ勸告スルノ書ヲ添ヘ千八百六十四年八月二十二日ノ條約ニ調印シ又ハ漸次之ニ加盟セシ各國ヘ送致スヘシ

右確實ノ爲メ下名ノ各委員此追加條款ノ草案ヲ作り之ニ各自ノ印ヲ捺スルモノナリ
千八百六十一年十月二十日ヂニテ
於テ之ヲ作ル

戒嚴令

(明治十五年八月五日) (明治十九年十一月勅令) (布告第三十六號) (第七十四號ヲ以テ加除)

第一條 戒嚴令ハ戰事若クハ事變ニ際シ兵備ヲ以テ全國若クハ一地方ヲ警戒スルノ法トス

第二條 戒嚴ハ臨戰地境ト合圍地境トノ二種ニ分ツ

第一 臨戰地境ハ戰時若クハ事變ニ際シ警戒スヘキ地方ヲ區畫シテ臨戰ノ區域ト爲ス者ナリ

第二 合圍地境ハ敵ノ合圍若クハ攻撃其他ノ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ區畫シテ合圍ノ區域ト爲ス者ナリ

第三條 戒嚴ハ時機ニ應シ其要ス可キ地境ヲ區畫シテ之ヲ布告ス

第四條 戰時ニ際シ鎮臺營所要塞海陸軍港鎮守府海軍造船所等遠カニ合圍若クハ攻撃ヲ受クル時ハ其地ノ司令官臨時戒嚴ヲ宣告スルヲ得又戰略上臨機ノ處分ヲ要スル時ハ出征ノ司令官之ヲ宣告スルヲ得

第五條 平時土寇ヲ鎮定スル爲メ臨時戒

う、從てあたられぬからであらう、距離測量の巧拙は、戰鬪に於ける射撃の効力に大影響を及ぼすものであれば、豈熟してなほ熟せざるべけんやだ、そこで此の

第一 步測法

は如何いふ工合に爲るかである、先づ基本は百米突(一米突我三尺)と、各兵通常の歩との關係を知る事である、大概七十五復歩(二歩ヲ以テ)が百米突となるのだが、これは股向の長短で、必ずしも此とは云はれぬ、要は各人各個で、幾回も幾回も百米突の間を踏歩して、其中數を定むるでなければ、何十何復歩とキチンと定むるやうに、練習するが第一である、

一月から二月にかけて屯營に行つて見たまへ、幾十の新兵が、右往左往に百米突の棒杭の間を、お經を讀むやうに唸りながら動て居るものを見るだらう、之が步測の稽古をやつて居るので、熟練した兵になると、實距離百米突(約五十七間)に二米突(約六尺六寸)以上の差を出さなくなつて来る、下士以下は先づ八百米突(約七丁二十)以内を尤も熟練して居らねばならぬ、が既に二三百米突以上になると、一々步測する事は到底出来ない、そこで

第二 目測法

に移る、目測法も基本は百米突であるが、第一肝心なのは各自の視覺である、步測の股の長短によつて違ふ様に、目測も目の良不良に關係するのは、蓋し當然の事であるが、之の他に視覺を妨げたり、眩したりするものがあるので、なか／＼容易に熟達といふわけに行かぬ、同じ距離でも雷雨の將に來やうとして、何となく身の冷に覺る時、房總の地を望で見たものと、炎天に熱砂を踏で、汗を拭き拭き見たものとは、恐らく雲泥四五里位の差は出来る、空氣水分を合で、未だ雨滴とならない前には、對岸の奈良輪木更津呼ば應ふる様に間近に見えて、白壁の家深緑の松原、距離小一里はあるまいと考へらるゝが、熱日砂を焼き土干いて灰の如くなる時には、銀山も殆ど雲の煙に紛るゝ、

これは遠距離の話であるが、返距離でも同様である、土地の形狀天候時刻、これらが尤も差異を起す大原因であるが、今一般に「近く測量する場合」を舉げ見れば、目標が太陽に向ふ時(例) ニコライ會堂の西日を受た時、天氣の晴朗な時(例) 日本時に富士山を望む) 水平の土地(例) 野中の一本杉の如き)、水面(例) 海濱より沖の船を計る、將に雨降んとする時(例) 前記の如き)、高さもの(例) 淺草の十二階の如き)、大立物(例) 寺の屋根の如き)、等で、之に反し

嚴ヲ要スル場合ニ於テハ其地ノ司令官速カニ上奏シテ命ヲ請フ可シ若シ時機切迫シテ通信斷絶シ命ヲ請フノ道ナキ時ハ直ニ戒嚴ヲ宣告スルヲ得

第六條 軍團長師團長旅團長鎮臺營所要軍司令官警備隊司令官若クハ分遣隊長或ハ艦隊司令官艦隊司令官鎮守府長官若クハ特命司令官ハ戒嚴ヲ宣告シ得ルノ權アル司令官トス

第七條 戒嚴ノ宣告ヲ爲シタル時ハ直ニ其狀勢及ヒ事由ヲ具シテ之ヲ太政官ニ上申ス可シ

但其隸屬スル所ノ長官ニハ別ニ之ヲ具申スヘシ

第八條 戒嚴ノ宣告ハ曩ニ布告シタル所ノ隨戰若クハ合圍地境ノ區畫ヲ改定スルヲ得

第九條 隨戰地境內ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ヲ限リ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委ヌル者トス故ニ地方官地方裁判官及ヒ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ於テ其指揮ヲ請フ可シ

第十條 合圍地境內ニ於テハ地方行政事務及ヒ司令事務ハ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委ヌル者トス故ニ地方裁判官及ヒ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ於テ其指揮ヲ請フ可シ

第十一條 合圍地境內ニ於テハ軍事ニ係ル民事及ヒ左ニ開列スル犯罪ニ係ル者ハ總テ軍衙ニ於テ裁判ス

刑法

第二編

第一章 皇室ニ對スル罪

第二章 國事ニ關スル罪

第三章 靜謐ヲ害スル罪

第四章 信用ヲ害スル罪

第五章 官吏瀆職ノ罪

第三編

第一章

炎熱の時(例 前記の如き)、太陽目標の背後に在る時(例 午後停車場を東より見たる如き)、曇天の時濃霧の時は云ふを待たず、森林内より村落を見る、何も「實距離よりも遠く見えしむる場合」である、
で目測する者は、よく此等を考合せて取捨判断しないと云ふと、一個の當不當は兎に角に、全軍の安危に關るとができる、
總じて色では識別させ無い、これは各國の軍服は各種の色で出来て居るのと、白色赤色の明瞭なのに、鼠深緑の殆ど見えない等があれは、色で識別するとは距離測定に混雜を起す事はあつても、更に一層の便利は與へ無いからである、

これらは單に肉眼のみで測るものであるが、器物を應用するになつて來ると際限は無いもの、各兵必ず携帯する銃によつて測定する一便法がある、それは銃を肩に取て、照星の跌坐の上の高サで測るのである、目標は起立した兵である、普通高サ一米突六十と定めて、扱て左眼を閉て照準し、此兵が全く照星の内に隠て了へば、其の間の距離三百五十米突であるといふ事を知る、此が折敷の兵である二百三十米突で之に反し騎兵であると四百五十米突であると思へば先づ大差なからう、

扱て斯く距離測量も、敵手が見えれば成功するもの、敵の中からその垣の影からだとか、或は夜間で測定する目的物の見えない時には如何するかと云ふ問題になる、其處で即ち

第三 音響測定法

になる、音響になつて來ると全く學理の應用だ、音響は一秒時間内に約三百三十三米突に届くと云ふ、これが唯一の基本である、で之であれば假令敵の影であらうとも、如何なる暗の夜であらうとも、硝煙或は火光を見れば、直ちに精密に測知する事が出来る、目測よりも一層精確な測定が出来る、

之を習熟する方法は、三秒時間に一より十迄の數を口誦するに慣なければならぬ、つまり三秒時には音響千米突を馳るので、此の間に一より十迄數ゆる其の一は、百米突を音響の走る時間と同一であることを忘れてはならぬ、そこで硝煙亦は火光を見て、其の音響を聞取る迄に四迄數へたとすれば四百米突、八迄數へたとすれば八百米突である、これはなかなか熟練がいる、之を習熟させるには其遠距離に射撃手を立てて置いて、新兵を此方へ一列に並べ、やがて信號して發射させる、そらと云ので、新兵一オ二ウ三四五六と數へる、そこで、

第一節 謀殺故殺ノ罪

第二節 歐打創傷ノ罪

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪

第七章 脅迫ノ罪

第二章 強盜ノ罪

第七節 放火失火ノ罪

第八節 決水ノ罪

第九節 船舶ヲ覆没スル罪

第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪

第十二條 合圍地境内ニ裁判所ナク又其管轄裁判所ト通路斷絶セル時ハ民事刑

事ノ別ナク總テ軍衙ノ裁判ニ屬ス

第十三條 合圍地境内ニ於ケル軍衙ノ裁判ニ對シテハ控訴上告ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 戒嚴地境内ニ於テハ司令官左ニ列記ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス但

其執行ヨリ生スル損害ハ要償スルコトヲ得ス

第一 集會若クハ新聞雜誌廣告等ノ時

勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スル

第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スル

第三 銃砲彈藥兵器火具其他危險ニ涉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ

檢査シ時機ニ依リ押收スル

第四 郵便電報ヲ開緘シ出入ノ船舶及ヒ諸物品ヲ檢査シ並ニ陸海通路ヲ停止スル

第五 戰狀ニ依リ止ムヲ得サル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壊燒燬スル

第六 合圍地境内ニ於テハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り

檢査スル

第七 合圍地境内ニ寄宿スル者アル時

ハ時機ニ依リ其地ヲ退去セシムル

第十五條 戒嚴ハ平定ノ後ト雖モ解止ノ

教官「オイ貴様、何百米突？」

と尋ねると

新兵「ア、一心に數の方を數へて音を聞きませぬだ等といふ様な

お可笑サもある

何より誰にも解りやすいとは、兩國或は靖國神社の花火の時、實驗

して見るが尤も確だ、距離はちやんと知れてるので、下宿樓上

窓に倚て（倚らずとも隨意だが）煙火の中天に開た時から數へて、

パヨーンと云ふ音の聞えた迄、幾干を數へるか、其の數へた數が實

距離と相應するか、興味ある實驗であらう、

初かく歩測目測音響測に習熟した後になつては、千米突について五

十米突の誤をも出さなくなつて来る、修練といふものは亦恐い

ものである、

距離測量——一寸聞けば土木人夫の職業のやうに聞える距離測量、

其の効果の及ぶ處、娛樂としては狩獵の獲物戰闘としては一軍の成

敗全く此の上に基するを思へば、なか／＼忽にされないのであ

る、つとめて平常習熟すべきものである

兵語の應用

抑も言語と云ふものは、などと何も六ヶ敷く言ふ必要は無が、適

當な符徴を以て、完全に己の意味するものを他人に通せしめやうと

するには、是非それ／＼種類の術語と云ふものが必要である。

哲學には哲學上の術語、醫學には醫學上の術語と云ふ様に、兵學

には亦た兵學上の術語が要る。そこで軍隊には「兵語」と云ふもの

が定めてあつて、これを日常習用せしめる、で一般の冗長な轉訛多い

世間通用語に耳慣て居る新入の兵には、はた局外者には頗る不思議

な言語に聞ゆる、が一度此の兵語が身に入ると之を兵營内で用

ゐる耳でない、世間に對しても使ふやうになる、

學生諸氏は經驗のあることであらう、君僕に慣れた口は、夏季休暇に

歸省の際阿母小妹に對してすら覺す君々と呼んで笑はれる、つい出

て来る、軽く出て来る、で自分には一向平氣だが聞く者には非常に

耳立つ、

兵「おい姐さん、天ぶらのお代り、驅足ッ、十ノ字三ッ！愚圖々

々爲ると炊事に啞噓するぞ、

などの言は、不斷神田丸段邊の飲食店で聞く言である、天ぶらのお

代り乃至驅足迄は諸君も理解するだらう、驅足は大急ぎの意味である、

初次の十の字三ッ！これが非常なもので軍陣中傳令用の符徴であ

布告若クハ宣告ヲ受クルノ日迄ハ其効
力ヲ有スルモノトス
第十六條 戒嚴解止ノ日ヨリ地方行政事
務司法事務及ヒ裁判權ハ總テ其常例ニ
復ス

る、傳令用書信の封筒には、十、十十、十十十、の三符徴が記してある、此の一ツの十字は並足にて送付の意で、十十は並足と驅足と併用して送り、十の字三ツは脚力の續ぐ限り大至急驅足で届けよとの意である、で姐さん大急だよと云ふところを、つい出て来て十の字三ツとなる、愚圖愚圖して居ると炊事に――は即ち料理場――吶喊するぞは――即ち押掛るぞと言ふので、必ずしも料理場迄着劍で押掛けは爲ないが、營内では事實よく炊事に吶喊する、大概は水曜日か土曜日で、御馳走のあるときだ、
下士「おい今日は何だ？茶碗むしかと、
尋ねたのは、今室外から歸つて来た下士、帶劍を脱して側の釘に掛ながら、連に嘔て居る同室の下士の正面に腰掛けた、
「ウー
今椎茸を頬張つたので録々返事が出来ない、
「あや／＼冗談じゃ無いぞ、貴様ア僕の物迄徴發したナ、
「ムグ／＼君ア外出したから歸るまいと思つた、ムグ／＼喰て歸らなかつたかい、
「僕ア集會所に居つたサ、弱つたなア、
「炊事に吶喊せエ／＼、

「ムー篠木軍曹だつたチ、よし来た、當一番一、
此處で當番命を領して炊事に吶喊する、大概御馳走の時極端だ、此の言語がよく應用されるのが即ち目的で、兵語は言語中の尤も簡明なもの、簡明で尤も廣く尤も深き意味を持つもの、それで決して他の意味を混合せないと云ふのであるから、自然便利になつて来る、
普通には正面と云ふも前面と云ふも同意味に、距離と云ふも間隔と云ふも等しい事の様に用ひられるが陸軍では、
正面 ハ兵卒又ハ部隊ノ位置スル前幅
前面 ハ部隊ノ位地スル前方ノ土地
と區別されて、前者に對しては背面と云ひ後者に對しては後面と云ふ、
距離 ハ前後ノ隔リ
間隔 ハ左右ノ隔リ
と云ふ様な工合であるから、此を混用しては非常な大事を惹起す、今假に報告があつたとして之を轉倒して使て見たなら、斯云ふことになるであらう、
「第一斥候報告、今敵の前衛と見るもの左斜約二千米突の森林端に顯れました、其の左翼と我が第三歩哨との間隔約千五百米突でムります、終り、
「何だ間隔が千五百米突？不思議だフォーム、で見ると我が左側を突く積りかなよしッ
と早速に下した命令は實行される、敵は意外にも側面に出ずして眞向正面から押掛て来る、不意を突かれる、これが大失敗の基である、只だ間隔と距離の間違でこれだ、で失敗して敗北する、其處で又報告が行く今度は退

日用百科全書 第四十編
陸軍 一 斑
二百二十三

却(某目的ありて後)と敗退(戦敗れて已を得)とを混用して、

「……報告、只今前衛は和加蘭山北方の高地迄退却しました、終り、

など、成つて来ると彌々事である、退却とあれば先づよしだが、兎に角さらば斯うしやうと」退却に對して相應の所置をやる、其の内意外にも全軍總崩で本隊へ驅込む、敵は近づく、もう到底無益である、なか／＼一言語も忽にはならない、兵語も其用に適當すれば至簡至便此の上は無いが、一度其の用を誤ると飛でもない大事變を持出す、之が普通一般の會話的であると、闇雲に多辨り闇雲に語るのも、其の間自然つちつきの合はぬ所も出て来るので、成程あゝ云ふては居るが、本人の意味は文字通の意味では無くて斯うだなど云ふ事が理解する、其處で常に兵語の教育は、簡單と明瞭と此の二者を大基礎にして教へる、簡單のみでは意味が明白に理解ら無い事がある、明瞭のみでは勢多辨冗漫に流れる事が多いで、此の二つを一つにして簡單にしかも明瞭に、明瞭にしかも簡單に言表はす事を習熟せしめる、

所が新兵は其の如何なる者でも、入營の當初と云ふものは何事にも縮み上つて、誰も容易に口を開けないが、開けると恐怖で居るので緊のない言語はなほしまりが無くなる、種々に説明しては居るが之を要するに何と云ふ押えどころが無い、丸で電話の混交した時の様に、耳に響ては居るが意味は別々である、で下士の口癖の様に云ふのは、

「軍人の言語は簡單明瞭に、活音でやらなくてはならない

と云ふ言である、所がなか／＼出来ない、活音が第一出来ない上に簡單に行けない、其で明瞭ではなほ更無い、新兵衛先日習志野に行た、其折一新兵が一給養軍曹の所に蚊蠅を受取に來たのを見た、新兵は營舎の所で早や固くなつて起立し、

「軍曹殿ーウ

と呼んだ、給養軍曹は飯を喰て居たので一寸返辭が出なかつた、兵は暫く躊躇して居つたが、今度は小聲で呼んだ、

「給養軍曹殿ーウ

「何だッ

として大い聲では無つた、が返辭を爲やうと思つて居つたので、茶碗を置きかけると又呼びかけられたので、何だつが行違に出たのだ、兵はギクシーと固くなつた、

「あのう○中隊の劍軍曹殿が受取て來いと云はれましたが……あのう……蚊蠅を少オし被下し

蚊蠅を少オし無いものだ、下士は覺えず吹出した

「劍軍曹は蚊蠅を少し受取て來いと云ふたか、貴様ア小刀でも持て來たか、蚊蠅を小布にすると役に立ちませんが宜敷うムいますかと聞て來い、

「ハイ、イエ蚊蠅を其う被下し……

後は何と云ふたか蚊の聲より細かつた、只だ此だけの用事、それが手間取り暇取つて、それでもまだ充分に自分の意思を傳る事が出来ない、此が暫くして慣て來ると、誰の前に立とうとも活音で、簡單に、明瞭に、大々運動をも説明する事が出来る様になる、其の兵語は如何いふものか、さつと先づ左の如きものであらう、

兵語

列 兵卒肩ヲ同一線上ニ置キ左右ニ並ヒタルヲ云フ

伍 前後ニ重疊スル二兵卒ヲ云フ

右翼 部隊ノ右端ノ方ヲ云フ

右側 部隊ノ右ノ脇ノ方ヲ云フ

此二者に對して左翼左側あり、

任務 長官ヨリ申付ラレタル事柄ヲ云フ

監視 見張スルヲ云フ

連絡 通視又通信ノ絶ヘザルヲ云フ

警戒 敵兵ニ對シテ用心スルヲ云フ

搜索 敵ノ有無ヲ搜ルヲ云フ

近距離 ○米突六百米突迄ヲ云フ

中距離 六百米突ヨリ千米突迄ヲ云フ

遠距離 千米突ヨリ二千米突迄ヲ云フ

例外距離 二千米突以外ノ距離ヲ云フ

徵候 敵ノ様子ヲ推察スルニ足ルベキ事柄ヲ云フ

偵察 敵情又ハ地形等ヲ探偵スルヲ云フ

斜面 土地ノ傾キタル所ヲ云フ

傾斜 土地ノ傾キタル程度ヲ云フ

頂界線又ハ防界線 傾斜ノ變換シタル線ニシテ瞰射シ得ル所ヲ云フ

波狀地 土地ノ凸凹波ノ如キ所ヲ云フ

突起物 鐘樓塔閣等ノ總稱ヲ云フ

地區 土地ノ一種類ノ區域ヲ云フ

地物 土物ニ現在シ身ヲ掩フニ足ルベキ物ヲ云フ

掩屏 風雨ヲ凌キ得ベキモノヲ云フ

遮蔽物 目視又ハ彈丸ヲ避ケ得ルモノヲ云フ

遮蔽地 通視不便ナル所ヲ云フ

開濶地 展望ヲ遮ルベキ樹木又ハ耕作物等ノアラザル所ヲ云フ

氾濫 人工ヲ以テ水流ヲ堰キ溜メ水ヲ近傍ニ漲溢セシメタル所ヲ云フ

死水 沼池等ノ如キ流レザル水ヲ云フ

凹道 中窪キ道路ヲ云フ

凸道 堤ノ如キ高キ道路ヲ云フ

鑿開道 切開キタル道路ヲ云フ

築堆道 人工ヲ以テ盛リ上タル道路ヲ云フ

隘路 橋梁又ハ水田間等ニ通ズル道ヲ云フ

三叉路 道路ノ三條集リタル所ヲ云フ

十字路 四辻ヲ云フ

丁字路 丁字ノ道ヲ云フ

生地 慣熟セザル土地ヲ云フ

熟地 慣熟シタル土地ヲ云フ
 迂迴 敵ノ翼又ハ皆後ニ迴ルヲ云フ
 追撃 退却スル敵兵ヲ追ヒ撃ツヲ云フ
 側撃 敵ヲ側面ヨリ撃ツヲ云フ
 占領 兵隊ノ一地ヲ占ムルヲ云フ
 陣地 戰鬪ノ爲メ占領スル場所ヲ云フ
 瞰射 高所ヨリ見下シテ射撃スルヲ云フ
 逆襲 守者攻者ノ迫ルヲ俟チ撃チ戻スヲ云フ
 反撃 退却スル兵隊再ビ正面ニ轉回シテ鬪フヲ云フ
 躍進 散兵線通常二個ニ分レテ交ル々々前進スルヲ云フ
 襲歩 銃ニ劍ヲ装着シ敵ニ向テ漸次迅速ニ前進スルヲ云フ即チ突撃ニ移ルノ歩法ナリ
 突撃 侵襲ノ譜ヲ吹キ襲歩ニ移リテ突込ムヲ云フ
 呐喊 大聲疾呼スルヲ云フ
 悉く書いたなら小字典一冊は出来る、が要は兵語の大概如何なものかを解すれば其で充分、新兵衛更に諸君の之を坐作進退に使ひ玉へと希望するのでは無い、
 以上列舉した兵語、數としては極く僅少であるが、如何に意味があらはさるゝかは此に依つて大方推すことが出来るであらふ、繰返して言ふでは無いが、つまる所は簡單明瞭で、電光石火の間にあつて諸命令諸報告の冗長なのは、躊躇錯誤遲滯を起す事はあつても、決して良き側には成効しない、

餘り乾燥無味な説明が長くなつたが、終りに今一つ言て置きたい事は、若し兵語の幾分を解する人であつたならば、巡查に聞くよりも市民に聞くよりも兵士に路を聞くが尤も正確だと云ふ事だ、他地方人士に比しては東京人士はなかくよく所を教るが、それでも不用の所を教へらるゝのが多いには困つて了う、いや其處の角がそば屋で、其の側が地藏様で、酒家の隣で耶穌の會堂の筋向で、井戸替を今爲て居る家で犬が寝て居つて、ずつと行つて此方に行つて彼方に行つて斯う行つて、終には何が何だか解らなくなつて了う、おまけに井戸替がやみ犬が動て居れば皆無解らないので驚く、これが兵であるを決して動くものはつかまへぬ、
 「其處の十字路を左に約二百米突行くと原に出る、出て向て斜左に突起物が見へる、其を目標に進むと約五百米突計の所で三叉路の交點に出る、其を右に鑿開道を下ると左斜の水田の中に森林が見へる、其處です
 と云ふ様なものだ、確然として居る、決して此間一點の曖昧な意味を許さない、其が即ち兵語の兵語たる所である、

三度酒保

入營當日の午餐に初めて見參に入る引割麥の二合飯頭丈作りの箱便當に色真黒々と填められて居るのを見る、
 ど、一目見た丈でもう澤山である、如何に空腹を訴へて居つた者でも腹は忽ち一ぱいになつた氣になる、
 之に従つては菜皿である、鐵葉製(?)に白い藥をかけたと云ふのは昔の事今は何かの焦汁が眞黒く怪しい班點を拵えて左ながら蛙の腹部を見る様、之に大切の魚菜饗返の野菜附ては二ツ切の大大根の漬物なんぞが平壤の分捕品宜敷で盛んに盛上られて居るのを見ると、其の亂暴なのに大概の者は先づ膽を抜かれる、

で日々の練兵は頗るひどくて更に寸暇も許されぬ動き詰り、身體を使う事と云つたら無比であるが扱て一向に食慾が進まない、初めの間は二合飯が如何しても片付ない、三分の一を餘す者は餘程よく勤めた方で大概は半分を殘飯にする、

殘飯屋大利潤！裏門から挽出す荷車は飯糰で山積されて出て来る、が其ならば此の間新兵は酒保に行かぬかと云ふになか／＼行く、午後三時練兵が終ると同時に武器の手入も草具の手入もそこそこにして足を宙に懸けて、驅付て押合へし合軍帽を差出し掌を擴て大福堅パン切餅乃至南京豆豉豆等に向て吶喊する、吶喊して受領して酒保の一隅を占領する、爲るは爲るが此の一二ヶ月の間は別に食慾の爲では無い、酒保は氣の置けぬ所欠禮のどがめられぬ處何となく樂い處と云ふので驅付る、驅付ればまんざら喰度ない事は無いので大福も買て堅パンも買う、が其堅パンの堅サ々々！二ツ噛むとどう上下齧がすつかり動かなくなる位、これを故兵は瞬く間に二三十平げるとは扱て驚くべき健啖者であると思ふが、自分もやがては其の健啖者となるのであるから驚く、

處で日々殘飯を拵る事が三四十日位になつて来ると追々其の量が少なくなつて来る、箱便當の一隅に割據して居た麥飯は日々其の墨を磨すらるゝ様になる、やがては終に本城を乗落されて今度は隅々の殘卒まで攻撃する、始末、さあ斯うなるともう矢も楯も耐ら無い、二合飯は一合にも足らぬ様に覺えて追々炊事の埒方に向て不平をならす様にもなる、分配喇叭を待兼ねてやがて来ると電光石火の間に片付け、隅から隅迄餘さずつき回り菜皿に魚汁は惡香の物の片影をもあまさない、

「君ア其の菜葉はいらんか、不用けあよこし玉へ、何だど…葉が入てる？構はない煮た蕪なら柔かだらう、何？肥料の臭がする、當前さ知に作たものなら肥料もかゝらうじや無いか、

と云ふ様な意氣込、瞬く間に他人の物迄食ひ盡して扱云ふ言を聞けば、
「嗚呼最少し無いか、早速酒保だ、
事實斯うである、更に氣色も艶氣も無い、偶然親族とか朋友とかの家に行て非常に愉快であつたと云ふ時は必ず餅菓子か何かをたら腹喰された時である、ビールか何かをたら腹香された時である、六尺大の大男が目も小くして喜ぶのを見ると實に罪の無いもので誰か又其の天真を愛せない者があらうか、で酒保は其の尤も嬉敷き朋友なつかしき親族で、此處は管内の別天地と云ふよりもむしろバラダイス、佛教徒に於ける錫蘭基督教徒に於けるエルサレムである、宜なり其の心は常に此處に向ひ其の足は常に此處を踏まんとするやだ、扱斯く迄兵士に神聖視され樂園視され、夢寐猶ほ忘るゝ能はず俯仰低徊去る能ざらしむると云ふ『酒保』とは抑も如何なる處かである、

其の位置は屯營に依て同からずだか兎に角管内の一隅に立てりとして多く木造の二階建である、家に面して其の一方は郵便切手賣下所の様な構、縁窓二箇並びて其の前にとほり木が立てゝある、此處が先づ驅付ると金と札とを交換する處で酒保でも總じて現金を用ひさせ無い、木札或は金札に五厘以上五錢以下の名號を打込だのを此の窓の處で交換させて、扱それを以て酒保に入らせる、酒保は直ぐ其の横の口からだ先づ見ると室の廣さ百人許を入るゝに足るしつゝ土間三方破璃窓の一方賣場と云ふ割方、其の賣場を二ツに區切て取つきが折曲つての日常品賣場、筆紙墨文具から靴墨靴刷毛銃掛扱ては齒磨楊子カラ、カフスと細大洩さず陳列されて居る、賣人は愛嬌ある故兵である、其の隣は刺身煮魚湯豆腐に附ては龜の年の燻までつけて、之は商人が控て居る、其の側には此處酒保全體の喧嘩をあつめて堅パン餡パンの大賣捌所積上た幾十層の餅箱を背にしてこれに故兵二人も突立て居る、廣土間は三々五々の小机小脚を配置されてあるに室の三方には縁を拵えてなほ腰掛

の不足をたして居る。仰ぐと鴨居にはずつと古英雄古名將の扁額が掛つて居る、或はウオータータールの激戦の畫或は谷村計介賊圍を脱するの圖などが屬ますが如く教るが如くかゝつて居る、此等の下に大きく長く酒保の定則が張出されてある、其の文は

酒保室 定則

屯營ニ酒保ヲ設置スル所以ノモノハ衛生保育ヲ主トシ便利經濟ヲ謀リ學術訓練勤務獎勵ノ餘屯營起居ヲシテ安逸ナラシムルニアリ而シテ聯隊經理ノ計畫ハ公明正當ノ方法ニ基キ永續保持スルヲ期ス故ニ之ヲ管理スルモノ之ヲ購求スル者齊シク一隊ノモノニシテ其ノ便否損益ヲ來スモ亦齊ク一隊ノモノナリ爲ニ宜敷此ノ主旨ヲ服膺シ今左ニ揭示スル定則綱要ヲ各自嚴重ニ遵守ス可シ

第一條 酒保室ニ於テハ飲食中喧嘩口論ヲ避ケ態度ヲ紊サマルニ注意シ放歌競拳其他遊戯ニ涉ル等ノ所爲ハ嚴禁ス

第二條 凡ソ飲食物ハ酒保外ニ持行ヲ嚴禁ス而シテ飲食終レバ其ノ器具ヲ返付スベシ若シ器具ヲ毀損シタルモノハ相當ノ代價ヲ償ハシメ其ノ故意ニ出ルト認ルルハ代價ヲ償ハシムルノミナラズ相當ノ處分ヲナスモノトス

第三條 酒保ハ毎日起床后ヨリ開放シ日夕點呼前三十分ニ至リ閉鎖ス然共飲食ハ平常ニアリテハ午后演習濟ヨリ日曜日及ヒ休業日ハ朝食后ヨリ水曜日ハ午食后ヨリ土曜日ハ検査后ヨリ販賣ス

第四條 凡ソ飲酒ハ一名一日ノ量常酒二合火酒ハ五勺ヲ限トス

第五條 未決己決ノ犯罪者及衛兵諸當番並ニ各部隊長ヨリ酒保ニ附クヲ禁セシ通報アルモノハ酒保室ニ入ルヲ禁ス

又酩酊過度ト認ルモノハ飲酒スルヲ許サズ

第六條 凡ソ物品ヲ購求セシトスルモノハ附屬員ニツキ現金ヲ仕拂ヒ物品交換札ヲ領シ之ヲ取扱人ニ交附シ物品ヲ受クベシ

第七條 交換札ハ表面ノ金額ヲ記載スルモノヲ用ユ、故ニ物品ヲ購ントスルモノハ先ヅ其ノ定價ヲ知り相當ノ代價ヲ仕拂ヒ交換札ヲ求ムベシ

と云ふ様なものだ、これが上等兵以下の酒保である、扱二階は下士に向ての集會所建物の側部から階を登つて行くと先づ劍帽掛がある、其處には突掛草履が并で居る、之を穿て階上に出ると集會所當番の控所があつて中に大火鉢を据え付け之には大藥罐が沸騰して居る、約四五疊敷計である、之の次室が即ち集會所で打通の大廣間、一寸したカーベットが敷てあつて大卓子が其處此處に位置よく配置されて、之を取圍んで居るのは黒塗の藤張椅子、大分下のとは趣が違ふ、所々に突立が區切を爲て總じて大に品よく奇麗に出來て居る、從つて扁額も同段である、室に入つて先づ仰ぎ見る眞向正面に掲てあるは親王殿下或は知名の大中將の揮毫されたのがあつて、其の下には大花瓶に挿花してある、此他は古名將勇士の肖像激戰奮闘の油畫などを共に聯隊一般の下士の寫眞額がある、其の右なるは曩の日臺灣にて陣没したる某々下士其の左は去月蕃地に入つて生死未だ不明のもの其の下は彼其の右は誰れ豫備あり後備あり現役あり、既に一躍して將校になれる者ならんとしつゝある者ならざる者皆一面の内に掲られて、見來り見去れば感慨無量と云ふ様な心持だ、或は一隅に地球全圖が掛つて居る、と云ふ様な先づ之が下士集會所の概景である、此の下士集會所は上等兵以下の酒保内飲食場に於けると必ずしも同意味のものでは無い、が酒保から物を取寄せて飲み食うと云ふ事は出来る處で下士には此の他の目的にも使はるゝが異な

つて居るのだ、

扱酒保の主意構造裝飾は大略之なるものである、粗雑と云へば粗雑、乾燥と云へば乾燥である、がなか／＼此の粗雑なのが言ひ難い趣になり乾燥がなかなか味ある樂園となる、兵の外出は一周間に二度であるで外出の時の目的と云ふは食ふ事も大部分を占て居るが先づ觀る事が最大主意である、營内に居ると觀るものと云ふては更に皆無であるので勢ひ目的は食う事の一方になる、初の内こそ十日目々々に渡さるゝ給料で満足して居りたれ日々酒保に驅付る様になるな／＼之では九牛の一毛にも足らぬ、其處で大概は國元に言送る種々入用の事があるのでは是非至急御送附ありたし若し御送附出来ざれば小生は非常に困難する場合に立至り申すべくどうか何とかなどし文句を並べ立てると國元では其で無くとも可愛い子、いじめられては居るまいか病氣でも爲ては居るまいかと心配して矢先に來るので出來ぬ中から工面工夫して送る、すると其の金は大福堅パン切餅しるこ南京豆えんだう豆に分配さるゝだから心細い、國元では粟飯雜炊に菜葉の漬物か何かで青くなつて居るのに此方では煮魚龜の年で赤くなつて騒で居る、

卓子の向の端に陣取て居るのは故參兵である、獨でチビリ々々々傾て居つたが大分醉が回て來たと見えて目は真中に据て居る、顔は赤くなつたと云ふよりはむしろ黒くなつて額の處ばかりがきわ立て赤く見へる、今や意氣軒昂と云ふ觀で右手に持て居つた小盃を下に置いてのツとそり、後の腰掛に手をまはしてマロリと一瞥したが一と嘲笑つて

「面白え、軍事探偵の千や二千來やうが、グーッへゝゝ理解するものかい彼奴等に此の日本のグーッ日本のツナアあゝ、と筋向ふの兵を呼んだ、此も合手ほしやの折柄であつたと見えて

「さうよ

と先づ喝破して持て居つた盃をツツと香干し

「へん 鏡棒奴あへそが茶をわかさアえへあゝい、鏡棒奴赤鬚の軍事探偵か郡司短艇が聞てあきれらア、其なふざけた直似アたんでいにしてよして貰いてえや、ええあゝい、まア其よりか頭の古疵でも最一度やらねえやうにええあゝい大分ええあゝいが重つて來た、

「眞實よ、あんまり生意氣な眞似しやがるとグーッ餘り生意氣な眞似しやがると今度こそ耐忍しるこつちやアねえ、己ア眞實に涙が溢れた、金州半島で忘もしねえ五月の十三日よ、グーッグーッ、十三日の朝整列つてんで出て見ると捧銃よ、君ヶ代を吹く何か知らんと思つてると敎語の奉讀さ、グーッ遼東還附のツ三國干涉のツグーッ三ツグーッ嗚呼ツグーッくやしじや無か、なアあゝい、

「己アたまら無つたよあれを聞せられた時は、骨の髓迄浸込んだええあゝい、豫備にならうと後備にならうと國民軍になつたつて構やしねえや此の御禮は決とせにや死でも浮ばれるこつちやねえ、己の代で若しとげなかつたら孫子の代迄遺言してええあゝい、骨が砂利になつても砂利が灰になつてもええあゝい、

「奴等の目の中に飛込ででもと思つたか、
「ちげえねえ、
と云ふ時横から聲張上げて謡い出した一連

「目指す仇敵は悪くき〇を〇〇

雪もうらみも積る國

彼得斯堡占領して凱戦式をばノ一ニ

ち三度酒保と呼ばれる奴で其のよく唸喊するには聯隊中の評判となつて居るくらひ、午後三時の時計臺の鐘の音と同時に「別レ！ オイ」と云ふ號令がかかる、最先に楷子段を驅上るは此の男だ二段三段宛足にまかせて飛越して室に入れたと思ふと既にもう背囊は棚の上にある、いきなり銃の掃除にかゝつて一呼吸にやつて了うと銃架にかけて次は帶劍グートルをはづして外に用事が無いと其の儘むさびの様に身をかはして出行くで、大概の者は下で脚絆をはづして座など拂つて上つて来る時もう彼奴は隠袋に財布を押し込みながら下で行くの打つかる位だ、

酒保では今三時がなつたからもう来る頃だと思つて壁バン掛は三錢に對する三十枚を握て待て居ると、其の数を數て了うか了はぬに彼は早くも前面に立て例によつて例の如く三錢の木札を投出して引たくる様に受取り酒保の一隅東南隅で彼の腰掛の處は決定して居るにドツカリと尻を据へ十四五枚許は目をつぶした儘、一呼吸に平けた后漸く呼吸をついて再び十六枚目に取掛ると云ふ様な有様だ此を平た后大福二錢切餅一錢之を數にして六箇計卅六箇を盡した頃漸く他の早いと云はるゝ酒保攻撃軍が押込で来る、連が出來たのと漸く人心地がついたので今度は彼は煮魚と湯豆腐を控えて徐々と再び攻撃を初める、味があるので彼は豆腐三皿と煮魚二皿を空うした后に初て漸く腹に充たと云ふ觀で口なめずりしながら酒保を出るが中庭迄歸つて來て時計をながめ、なほ夕食分配迄には三十分あると思ふと引歸して再び酒保の一隅を占める、茲で今度は豌豆及南京豆各一袋を一處にして大混雜の賣場のみを見ながら一粒一粒片付てなほ其の底に十二三粒をあます頃分配喇叭に驚立つて飛で歸る、

奴は運送當番は必ず自分でやる、順番であらうともあるまいとも、食事の運送は身に任じてやる、炊事で上等兵が数を數へて居ると横から口を入て叱らるゝ程身に任じてやる、扱て渡さるゝと大勢で持て歸り無論多

人数のだから、籠に入てさし擔でかいて歸るのだが相棒のそろ／＼行けど云ふのもかまはず／＼颯々大急に運送して室に入ると各自に分配するが早い電光石火もたいならぬ勢で掻込で了ひ、人の食うのを左ももどかしさうに睨で居る、やがてすむと彼は再び身に任じて器物を取集め、炊事に返して扱これ終かと云ふと茲で驚く彼は其の足で三度酒保の門をくぐらんとはだ、

嗚呼彼の三度酒保を折返し々々々々攻撃するや殆ど人間業とは思はれない、大食家と云ひたひが既にもう大食家と云ふ人間の界は通越して居るのである、營内で何かの餘興に十大家を投票した事がある、大食家猪鬃家骨立家肥滿家放笑家洗面家など云ふ種類の者を十人投票したとがある、其の際にも彼は特別としてののけ者であつた、

其の男此の男、今八時の時計を聞て初めて満足したと云つて立上たのを見ると午後三時から八時にいたる五時間の食ひつめで漸く満足したものと見へる。

扱満足したは此男ばかりでは無い、洵然として酔倒した者晏如として満腹した者皆一様に満足して各々己が中隊へ歸つた、やがて鳴る人員點呼の喇叭續て消燈の號音に營舎の燈火消て後はこぼるぎの音に夜はいよ／＼更け行く

抑も明治廿一年酒保初めて設置せられてからは隊に脱營の兵なく市に遅刻の卒跡をたつて、極立て犯罪者の數を減じたと云ふが實に左もあるべき事だと思ふ、砂漠なほオエシスあり北海なほオーロラに樂む兎んや軍隊に於てをやだ嗚呼酒保なる哉！我は決して當年酒保の樂を忘れじ、あゝ酒保萬歳！

射擊

「また照準の鑑査法か！」

と云ひ、整理した兵は各附屬の教官の前に一列にならしめられた、教官の側には木銃を交叉して鼎立した上に砂囊或は毛布を疊でのせて、其の上に銃が一挺据られて居る、

上等「おい栗島、貴様行て黒點を動かしてくれ、

唯、約十米突の正面には壁に一枚の白紙が張付られて居る、此に厚紙製の

を押付て持て居るのが助手の役目だ、

「一人出え、

唯、右翼から一人出て木銃の交叉したこれを托架と云ふ前に立つて、

両手は其の儘に垂れて銃にふれず、身體ばかりで射撃の姿勢をとり、照門から照星を通じて助手の白紙の上に差出して居る黒標を狙ふ、

兵「少し右、ア、上、……、少し上……、

教官「もし少しなんか言はずに上、下、右、左りと確然い、

兵「唯！上、ア下ッ、ア上ッ、ア下ッ……、

「おい助手も氣をつけてやらんといかんぞ、照準線と云ふもんが其な距離を取て飛ぶものじゃア無い、

極く少しづつ動かせ、

助手「ハイ

兵「左ッ、ハア宜敷う御坐います、

此の言で助手は其の黒標を動かさず其の儘付て、鉛筆で其の中心の穴から下の白紙に點を突く、再び兵は姿

勢を取つて銃を動かさず黒標を照準する、銃が動かぬのだから其の黒標は直ちに元照準した點の上にな

ければならぬのだが、下手は下手ほど左様はゆかぬ、照準を更むれば更る度毎に右上下を注文して照

準した結果が前の黒點と一致しない、大概の者が一致しない、が此を三遍やつて三點を突いたのを連結すると

必ず白紙上に三角形が出来、要は其の三角形の小さいほどがよいのだ此には種々理窟もあるが先づま此な

工合に照準させて見て、種々に各兵の照準の正不正を鑑査する、これが實に射撃の基本演習で射撃の良不

良は皆此の照準の正不正による、それでなか／＼やかましい、よくやらせ度々正される、處が此がなか／＼面

倒なので兵も照準の鑑査法と聞くときまたかどうんざりして丁う、が此が豫行演習も卒業して實地に射撃に向

て立つ様になるとなか／＼此の必要なのを知て来る、そこで終には廊下に出て人員點呼後ひそかに或る燈火に

向て照準して見たりなんか爲る様になる、如何も人と云ふ者はつまらぬ者で先覺が之が必要だと教へても自

分が必要を見出さないで更に顧みも爲ないが一度見出すと大狼狽でまごつく、それ程ならば初めから勉強する

に限るのだ、

扱照準の鑑査方がすむと此の前後に擬製彈藥で裝填の動作を教へる、照尺の掛け方引金の押し方(俗でい

ば引き方)を教へる、彈込め照尺などは左して六ヶ敷は無い、彈丸は坐板に載せれば這入る様になつて居るし、

照尺は横に距離がきざんであつて上下共に隨意の所で止る様になつて居る、が只だ六ヶ敷のは引金の押し方

だ、これ一つで折角立派に出来た照準もすつかり破壊されて了う、これは豫行演習の時でも其れ引くと思ふと

グイと力を入れたりハツと肩を突たりするが實彈射撃になつて来ると一層これが烈敷くなる、豫行演習の際に

擬製彈藥であるので發射したからと云ふて反動もなければ音も無論ない、氣もそれで平氣であるので最後の問

題は只だ呼吸の工合一つだが、實彈をこめてやる。初めには素的な反動がある、爆然として轟聲を發する氣は此が爲に更に亂されると云ふ様な次第で、一度反動の味を知ると意識した自分は肩を突ぬ積りでも無意識に筋肉の方が先に肩を突く様になる、
教官「そら突た、

と云はれてハツと氣がつき、今度こそと思つて教えられた様に食指の二番目の節で引金を、じんわりと押えて一段を落し、眼を銃口に注ぎながら呼吸を閉ぢ、よしと思ふ盡で第二段を軽く落したと思ふと覺えず力が意外にこもつて、食指の運動を臂に及ぼし臂から肩、肩から銃で銃口は全くふれて了う、

「無益だナ貴様ア、だから食指の運動を臂に及ぼさない爲に右手で堅く銃把を握れと云ふたじや無いか、で第一貴様は自分の引金は何の位で落とすと云ふ事をよく平常から知て居なけりやならないぞ、これが貴様の生命であり、全軍の生命であり、是で我君を守り我國を護るものであれば貴様は自分の持つて居る銃の癖などはよく心得て居らなければならぬ、騎兵は眞に馬と兄弟になつて初めてよく騎兵の本分を盡す事が出来る、で歩兵は只だ一つの銃だ、其の銃と兄であり弟であり友であり己であり、銃が己が己が銃かと言ふ様な工合にならんと到底銃を使うと云ふ事は出来んぞ、よく心得て居れ、

其の心得て居れば耳にたこになる程聞く、而て聞く度に成程左様だ、實に左様なればならないと思ふ、が扱手に取上て射撃場に立つと銃の重みは泰山の重きより重く、其のゆれるのは滄海の波濤より定まらない、と云ふ様な工合で呼吸すればこそゆれるのだと思つて呼吸爲まじと耐えて居ると顔ばかり火の様になつて胸の苦さは一倍の爲腕はいよゝゝふるふ、

「よせ、左様云ふ時は永くやればやる程だ、銃を上げて之を肩に壓着する時に充分呼吸して、而て

其の一部分を吐出して直ぐ呼吸を止め、同時に照門の兩縁が水平か如何かと云ふ事を見てそれで左の眼を閉て照準線を黒點の(目標)下際に導くと同時に引金を壓する、と云ふ様な工合にせんければいかん
「一人出て來い、北村やつて見い

呼出された北村は形の如くに姿勢をとつた、全で枯木に電氣をかけた様にキシリ／＼と觥小張ながら一チ一ツと口の中で舉動をとつて照準した

教官「何だ、貴様ア兩目あけてるじや無いか、

「ハア如何しても片目つぶれません、

「つぶして見い、

「つぶすと皆つぶれます、

「皆じや無い、片目だけ、左の目だけつぶして見い、首はゆがめなくてもいい、何だ其の顔は！全で替女が梅干嘗させられた様な顔を爲て、

「ハア如何しても皆つぶれます、

「困つた目だナア、がつぶれなくつちや困つちまうナア、如何、目を見せえ、

見たて詮様は無い、

「ぢやア引込め、詮様がない貴様ア爾今以後暇があつたら左の頬の肉を上に乗せて、左の目をつぶす事の出

來る様に替古せい、いゝか、よく斯う爲て……貴様ア他の者の照準する間其處でよくさすつとれい！、

哀れや北村は二時間が間違にもみ、連にさすつて居つた、

教官「まだ出來ないか？

『も少し出来ません、』

『じやア仕様が無い、己が片目押して居てやるから照準させ、』

到頭教官の助手で北村は照準した、事實目のつぶれぬ男がある

是から照準に附て教へらるゝ事は彈道の理論(初歩)から銃の偏避(癖)などである、是を極つまで云は

側方から風の來る時は彈丸を側方に偏避せしめる、其の度合は射距離と風力の増加するに従つて倍々大きくな

る、此の風が若し後方或は前方から來る時は射距離を増減する

空氣の濃淡(氣壓、溫度、乾濕)は抗力を變じ射距離を増減する、概して夏は遠く達し冬は近く縮む、

光線が照星を直射する時は射手は照星を大きく見るので不知不識照門内に見出す度が低く、從て射距離を減

縮する、

曇天曉暮等凡て照星を見る事が明瞭で無い時には勢ひ過高になつて銃口が上るので射距離が増伸する、

又側方から光線を受るときは其の光輝く側は他の側よりも大きく見るので照準は暗黒い側の方にかたよる、な

ど、云ふ様な事を教へらるゝ、此は尤もわかりやすい道理であるが、なか／＼之をよく腹に吞込で實地に應用

するには頗るの働がある、之に附ては尋常の積土には彈丸が何の位透る、雪ならば何尺松の木ならば何十知

古疊は何枚と云ふ様な實驗的事を教へらるゝが此の浸透力が尤も關係を持つのは、工兵作業の方に踏込で行

くが、胸牆の厚サ掩堡の厚サ扱は砲臺の厚サ長サ角度等である、で掩堡を掘るにも何尺厚があつて上で何の

位下での位なれば大丈夫小銃彈を防ぐ事が出来ること云ふ處から割出して、多くも掘らず少くも、一人に

いて何尺と定められて此を掘る時間何十分と積算され、其の勞力も其の時間も其の築堆物も悉く些の不經濟を

ゆるさない、實に銃は戰事萬端の基本である、

『監的手整——列ッ！』

と云ふ例の聲が廊下に長く響き渡ると、前夜命ぜられた八人の兵は背囊を背負て出て行く、之に下士或は上等

兵が一名監的長としてついで行く、營門を出る迄は正式に歩調をとつて行くが、門を出て小半丁も行く

『道歩ッ』

と云ふ號令を聞が早いから早速銃を肩革で肩に掛け、

△『銃棒に今日は好天氣じや無か、』

○『其の答々！』

△『何で其の答だいい！』

○『何だつて其の答じや無いか第一銃口が空向いてらア、』

△『當前だ、葬式じやアあるまいし銃を逆に持ん限りは何日でも銃口は空に向いてらア、』

○『理解らないなア、實彈があるて事よ、』

△『薩張わからん、貴様ア如何かしてるぜ今朝ア、あい／＼しつかり爲て呉れ頼むぜ、未だ満期迄にア一年と

三月あるッ、』

□『それで實彈が如何したつて云ふんだい？』

耐りかねて横の奴が口を入た、

○「それ、雨でも降らして見る今日は實弾があるから天道様でも墜落してやらア
 「何アんだくだら無い、馬鹿々々しい、それこそ眞實の打落しだア、
 其の内向ふから將校がやつて来る
 〇〇「そら來たッ

下士「早足ーッ、オッ！ 頭アー右ッ、直ール
 チャカン〜と劍の音がする、

下士「道歩ッ、

兵「嗚呼惜かつた、折角な所で美人と將校と右左だつたもんだから僕ア首がまはり兼た子、
 下士「餘計な事を云ふもんじゃないや無い、
 兎角する内に射梁に來る、下士は兵を指揮して射梁の裏の番小屋から必要な道具を持って來させる、

兵「今日は楕圓的計で御さいますか？」

「左様だ、楕圓的四箇と治痕竿と號旗と反射鏡二面借て來い、愚圖々々すると本隊が來るぞ
 「ハイ、

かくて皆其々背負たり擔いだりしてエツチテ、オツチテ持て來る、其處で監的壕の上、射梁の前面に打立て突
 張なんかをかつてる内に本隊がやつて來る、

此處で一才説明して置く、射梁と云ふのは土を高く築上げた牆壁で上になる程幅が狭くつまり三菱形を横に置
 た様なものだ、高サ十數間をぬいてこれには種々また理論もあるが、要するに彈が向ふに越へずぬけぬが爲に
 出來て居るもので昔の弓に對する射梁である、監的壕と云ふと名の如く目的を監視する壕であつて、射梁の基脚

から二間半ばかり離れて深サ一間半幅五尺ばかりに堀れて居る、而て其の土半部を木材で被覆して其の上に土を
 冠せ、内部の監的手を保護する様に出來て居る、此の内がなか〜窮窟なかわりに面白い處で種々の秘密があ
 る、で監的手交代になると中の者は誰々で出て行き、入て來るものは大勢でやつて來る、

何！秘密と云ふても大した秘密では無い、精々が射梁の影で密賣の駄菓子を食べ位のものだがこれがなか〜
 樂で、監的長には叱られながらなほ頰張たものは其の儘に呑込むと云ふ様な香氣があるので、大に樂い壕だ、

射的「ちい準備はい、か、何だ糊函を忘れた、早く行て取て來い、馬鹿な奴だな、治痕紙も忘れちゃアならない
 ぞ、馳走ッ、ハ、ハ、ハ、旗棹に引掛つてたふれやがつた、間拔奴ッ、

と云ふ内射撃場の方では標示板を左右に連りと動かして居る、これは「打方初メ」と云ふ記號だ、
 射的「ちい、糊函は來たか、よし治痕手號旗手は夫々受持のはわかつとる子、右翼の的から順次に第一第二第三

第四とするから左様心得ろ、そら打ち方初メよし、立た赤旗を振て倒せ、よし〜……
 下士は反射鏡をみつめて居るのでよく射撃場の光景がわかる、

的長「ハ、ハ、またやり直しか、それ第二番！
 二番「よし來た、如何か黒點の中央を願ひます、アッ來た、何處だ々々々？ 何んだ二點！ 人身外、それ治痕紙々

々々！
 號旗「ニユツと壕中より右斜にあらはる射撃場の方では
 下士「如何だ、何點だ？
 兵「二點ッ、右下ッ、人身外ッ、

すどくと藥笈を拾つて列に歸る、次の者出て構る、填る、狙ふ、

下士「よせ」其な銃口がふるへてるじや無か、銃口の上下にふるへるのは未だ好がみぎひだりのは極くいかん、上下ならば人身幅内にあたるから効力があるが人身外では二點でも人身内の一點よりもまづいぞ、まてくそら此の彈丸を込てやれ、

下士は己の彈藥盒中から一發出して渡した、兵はそれを込て照準し、ハツと引金を壓してグツと肩を突た、彈丸は更に發せない、不思議と思ふ兵の顔を見下して下士は笑つた、

「それ見る、貴様が肩を突くだらうと思つたら果して突た、其な事をするだらうと思つて不發彈を入れてためして見たのだ、何が一射貴様恐敷いのだ引金を壓するのに、彈丸が此方に向て出るなら兎に角だが彈丸は向ふに飛ぶのだから大丈夫じや無いか、貴様の様な事を爲るやつが此の間中野村の子供を殺す様な奴じや、肩を突く、彈丸が土に側面をたきつけて跳る、其の時新に大角度を空中にこさえて射梁を越るのだ、馬鹿な奴が、此方に出せ、

下士は兵の銃を取て新一發を込め亦渡した、兵は今度も不發だなど其の儘に照準する、反動が無いと思つて居るので落着いて引金を壓する、意外！彈丸は空を切て反動に覺ずたじくとして耐え、彈着を見ると五點、嬉敷も號旗左右に振られて治痕竿は黒點の下部を直して居る、

下士如何だ、沈着して人の教る通にやれば當るじや無いか、成程と思ふが平常左様いかに、つまり沈着が六ヶ敷い、自分の知て居る兵で北村と云ふ男がある、前回の照準に目のつづれた男だが、飛彈の者で顔は狐面の様な形、鼻が妙に尖つたせい何か何日も青ばなでつづらせて、馳足なんかになると直ぐ口を開けてハア／＼云ふくらい通つて居ないが、これが目もつづれん癖に射撃になると

なかく巧い、少しうすのろで理屈も知らねば銃の名稱すら覺えない處がある、それに一度射撃場にたつと中隊中で尤も良巧の成績をとるのには皆不思議と爲て居つた、

下士「これは不思議でも何でも無い、
と下士は云ふた、

「北村は痴呆の一心で他に何も考へないからだ、つまりよく當やうとか五點をとらなきやならないとか思ふからいけないので、あの男はズーと狙うとすず放つ、それが何も心にわだかまりが無いからだ、

と或は左様かも知れない、今日も射場に來て居る、順は廻つて此の男となつた、
下士「北村ア、

「ハア、
「貴様ア今日も巧くうて！うつて學科は出來ませんが實科でやりますと自慢せえ、

「ハア自慢します、
横に立て居つた將校も覺えず頬をゆるめた、兵はたまらず吹出しかけたのを唇に噛みしめた、

下士「よし／＼五點をうて、
北村は形の如くに姿勢をとつて照準したと、思ふと彈丸は早や飛だ、

北村「五點ッ、
言た儘一步横によつて藥笈を拾ひ、濟した顔で列に歸る、何處に風が吹やらと云ふ風である、此日北村の得點廿五點即ち満點であつた、満點をうてば一日の賞休暇を貰へる、各自發射五發宛一發五點で北村は更に中心をはづさなかつたのである、

やがて一組射撃了ら、と
下士「氣ヲ付ツ、後列回レ右ツ、
改メテ銃ツ、

これで各兵機關部を開放して銃を頭上に差上る、下士は一々其の銃腔の中に彈丸の入居ないかを檢べて、濟むと後方で又銃してやすませる、此の濟だのが交る々々監的壕に交代に行く、で射撃た者が今度は射撃れる者になるのでよくわかる、土を跳て來る彈丸、標的を越す彈丸一々よくわかる、笑はれた者人ののを笑うわけにもゆかず、

これで最後に居残る奴は五發で計三點二點のあはれな射手共、
下兵「おい上等兵、お前此の五人の者で後片付を爲て歸て來い、
などと云ふ特選になる、仕方なく楕圓的治痕竿號旗反射鏡奴は糊函と云ふ様なものを背負つたりかへたりして番小屋に片付る、其のつまらなさ加減と云ふ者は實に馬鹿氣てももの云へぬ、おまけに自分の銃は何處に残して行かれたかわからぬので、まご／＼して見つけ回つて居ると射撃場の片隅の草の中に横たふしに放て行かれて居る、

「あゝ／＼さア歸らうか、
「切てぶら／＼など行かう、
「此の方が香氣サ、隊と一所に歸るよりも
「さうサ、まて／＼彼處に中隊長が小便をしてる、

日用百科全書 國民陸軍一斑 終

日用百科全書

家庭日用 科全書 定價
必須にし 壹冊金貳拾錢 ● 六
て知了せ 冊前金壹圓拾錢 ● 拾
ざるべか 貳冊前金貳圓拾五錢
らざる藝 ● 三拾冊前金五圓三
術事項を 拾錢 ● 全部五拾冊前
網羅し以 金八圓五拾錢 ● 郵税
て齊家處 一冊六錢
世の指針
に充てん
とする者 毎月壹回發行
家長主婦 全部五拾冊
たるもの 紙數判壹冊
座右に不 貳百三拾頁餘
可缺の書 御注文は總て前金の事 ● 郵
冊なり 便爲替は「東京郵便本局」宛
振込の事 ● 郵券代用は一割
増の事

著者 久留島武彦

大橋新太郎

愛敬利世

株式會社 英舍

印刷所 東京日本橋區西紺屋町

印刷所 東京日本橋區西紺屋町

發行所 東京日本橋區西紺屋町

發行所 東京日本橋區西紺屋町

發行所 東京日本橋區西紺屋町

次目刊既書全科百用日

(13) 版五 佐々木孝君編
西洋料理法 附長崎料理
全壹冊

この西洋料理法は多年斯道に従事せる者の著書にして、世間何人か難しきも、容易に割添せらるべきやう、簡潔實用的に説明せらるものなり、故に大家の令聞或は交際家の令禮環、力に勞するに少くして自から風味美き肉蔬を調進するを得、實に無上の好著述なり。

(14) 版八 三宅青軒君編
旅行案内
全壹冊

本書は避暑旅行者は勿論、温泉巡遊者、山水吟詠者の須臾も座右を離すべからざる、重寶無二の奇書にして、山水の位置、名所舊跡の存在、旅行用に必要な詳細に記載しあれば、世の紳士淑女女隨一の好伴出なり。昨今季節既に本書を要するものあり、請ふ一本を旅行の好友とせられん。

(15) 版五 博文館編輯局編
祝辭演說法
全壹冊

公會の席、祝辭は式例の一として缺く可からざるもの、本編先づ事に依り例に準じて、祝辭の作法、文例等を詳叙して之れを作るもの、朗讀するに材料を供し、又演說法として雄辯美麗の性質、作法、用例等を明示す。演說は文章と共に百代の業なり、時政を知る者須く本書を一讀あれ。

(16) 版七 博文館編輯局編
聲曲自在
全壹冊

歌詠聲曲は、管下に咽喉に發達を善くして、臟腑を整ふるに止まらず、無限の趣味快樂あり、語るもの聞くもの共に娛むべし。今や優美高尚にして、兼て有益なる遊戯漸く時勢に歡迎せられん。斯道に篤志の士、本書に由らば、師を求むるの苦を要せずして得る所多からん。

(17) 版七 柳井細齋君編
詩文自在
全壹冊

本書は本欄をば「詩の學問」と「詩の作法」とに大別し、前者に於ては詩の定義、起原、變遷、分類等を詳叙し、且つ歷代詩人の尤を抜いて其の詩の定人の作例は最も豊富なり。其の他詩話、詩韻一斑、詩格一斑等の目を設けて詩に關する一切の事項を網羅す。

(18) 版五 岸上質軒君編
作文自在
全壹冊

世に文法語格を教ふるの書は、汗牛充棟も當ならず難し、作文の大體骨法に關する心得となるべき事どもを輯録したるもの少なし、是れ豈一欠點に非らずや、本書は専ら普通文を作るの智識を教へんが爲めに、比較研究の方を用ひ、要訣大法を説述して細大餘蘊なきなり。

(19) 版四 森一兵君編
商業大意
全壹冊

商人普通の智識を最も平易流暢に説き示し、坐して文明的商戰場の良士官を涵養訓練する方法は、收めて本書の中にあり。著者は高等商業學校の教科目に則り、具さに各科目を説き明かし、且つ總ての商業用文書は盡く實物を集めて一も漏さず、附録として之を添へたり。

(20) 版三 平田純一郎君編
圍碁と將碁
全壹冊

本書は、圍碁の原始、將碁の起原を始めとして、順次、沿革、新古の定跡より、批評註釋、圖解、其他巨細網羅して剩す所なく、加ふるに髓頭に於て趣味ある事項を滿録したり、且つ附するに雙陸獨稽古を以てしたるが故に、興味津然紛々たる在來の書と其撰を異にせり。

(21) 版三 宮澤春文君編
歌作自在
全壹冊

本書は、和歌の起原、沿革變遷より始めて、和歌の種類、和歌の心得、文法大意、假字遣、枕辭、和歌書方、屏風貼方、歌會、作例等に至る迄、各部門を分ちて、詳細に演述したり。されば眞に歌詠んとする者の爲には、こよなき良書と云ふべし。

(22) 版三 工學士松永新之助君編
化粧品製造法
全壹冊

容貌の醜美は、本と天賦に在りし雖、之に人工を施せば醜も亦美に化すべし其必要に應じて出るの書、即ち此編と爲す。白粉胭脂は言ふまでもなく、香水香油毛生薬に至るまで、萬種の化粧品、丁寧に其製造法を説く、實に是れ實際場裡紳士貴女の珍寶なり。

(23) 版三 三宅青軒君編
書法自在
全壹冊

書は六藝の一なり、以て姓名を記するに足るは、英雄拙を敵ふの大言のみ此書古今書法の變、詳叙して漏らさず、以て各跡書道の要に至り、指授講解を盡し、世の書を學ぶに志あるもの、先づ之に因りて大意を了し、而して後法帖に臨せば、以て縱横變化の妙を盡すは至るべし。

(24) 版四 博文館編輯局編
秘術傳法
全壹冊

天地は廣し、宇宙は大なり、豈に秘術奇法の驚き且つ怪しむべきもの之れあらざらんや。今此奇々怪々、妙不思議の法術を、一々學理に照して解釋し、彙録して秘術傳法と名づく、讀者若し之を繕ひ、神法術術仙授を待たずして自ら悟るとを得ん。

次目刊既書全科百用日

博文館發行軍事書類一覽

從軍記者藤野房次郎君編述
平壤包圍攻撃
全一冊洋裝
金文字入美本
正價七拾錢
郵稅貳拾錢

從軍記者平田清馬君編述
黄海大海戰
全壹冊洋裝
正價九拾錢
郵稅貳拾錢

紫山川崎三郎君著
日清戰史
全七冊洋裝
正價一冊八錢
郵稅一冊八錢
一冊三百餘頁

藤野房次郎君譯
中東戰紀本末
全壹冊洋裝
金文字美本
正價貳圓半
目方四百目

紫山川崎三郎君著
戊辰戰史
全十二冊洋裝
正價一冊拾貳錢
郵稅四錢宛

紫山川崎三郎君著
西南戰史
全十二冊洋裝
正價一冊拾貳錢
郵稅四錢宛

現今著名專門史家合著
萬國戰史
全廿四冊洋裝
正價一冊拾貳錢
郵稅六錢宛

少年世界臨時增刊
陸軍の光
全壹冊洋裝
正價拾貳錢
郵稅貳錢

少年世界臨時增刊
海軍の光
全壹冊洋裝
正價拾貳錢
郵稅貳錢

久留島武彦君著
陸海軍人生活
全壹冊中判
正價拾錢
郵稅四錢

▲校訂 甲越軍記 全壹冊
▲校訂 吳楚越軍談 全壹冊
▲校訂 漢楚越軍談 全壹冊
▲校訂 武朝軍談 全壹冊
▲校訂 明清軍談 全壹冊
▲校訂 通俗三國誌 全壹冊
以上四書同價一冊六拾錢郵稅拾六錢

帝國文庫

(九)

日用百科全書既刊目次

(37) 博文館編輯局編
官私立諸學校**就學案内**
全壹冊
本書は治れく官私立の諸學校を陸訪し詳かに就學の方針を示せり先づ筆を出
京尚及着京後の事柄に注意し進んで官私諸學校の規則、學課、且つ諸學校の
入學試験問題を詳記したるもの遊學者には唯一の案内書なり。

(38) 醫料大學藥學得業士金澤巖君編
寫眞及幻燈
全壹冊
一箇の鏡面、天地の森羅萬象を畫き出すものは寫眞也。一幅の白布、社會の
萬物を映し出すものは幻燈也。此寫眞と此幻燈の技術、之を説明し盡して
殆んど遺憾なからしめたるものは、此書なりとす。世の此技術を學ばんと欲
するものは、請ふ此書に就て知られよ。

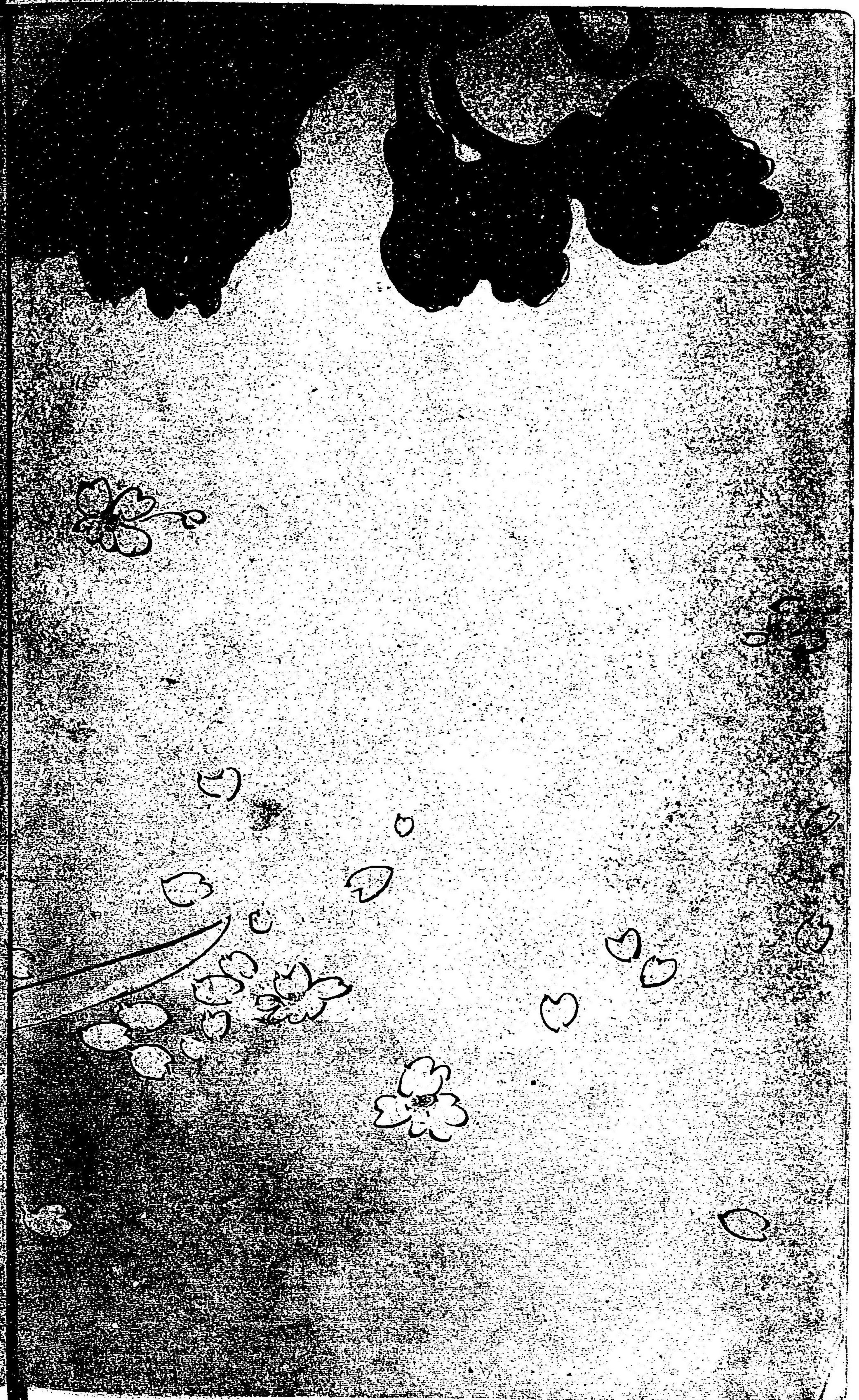
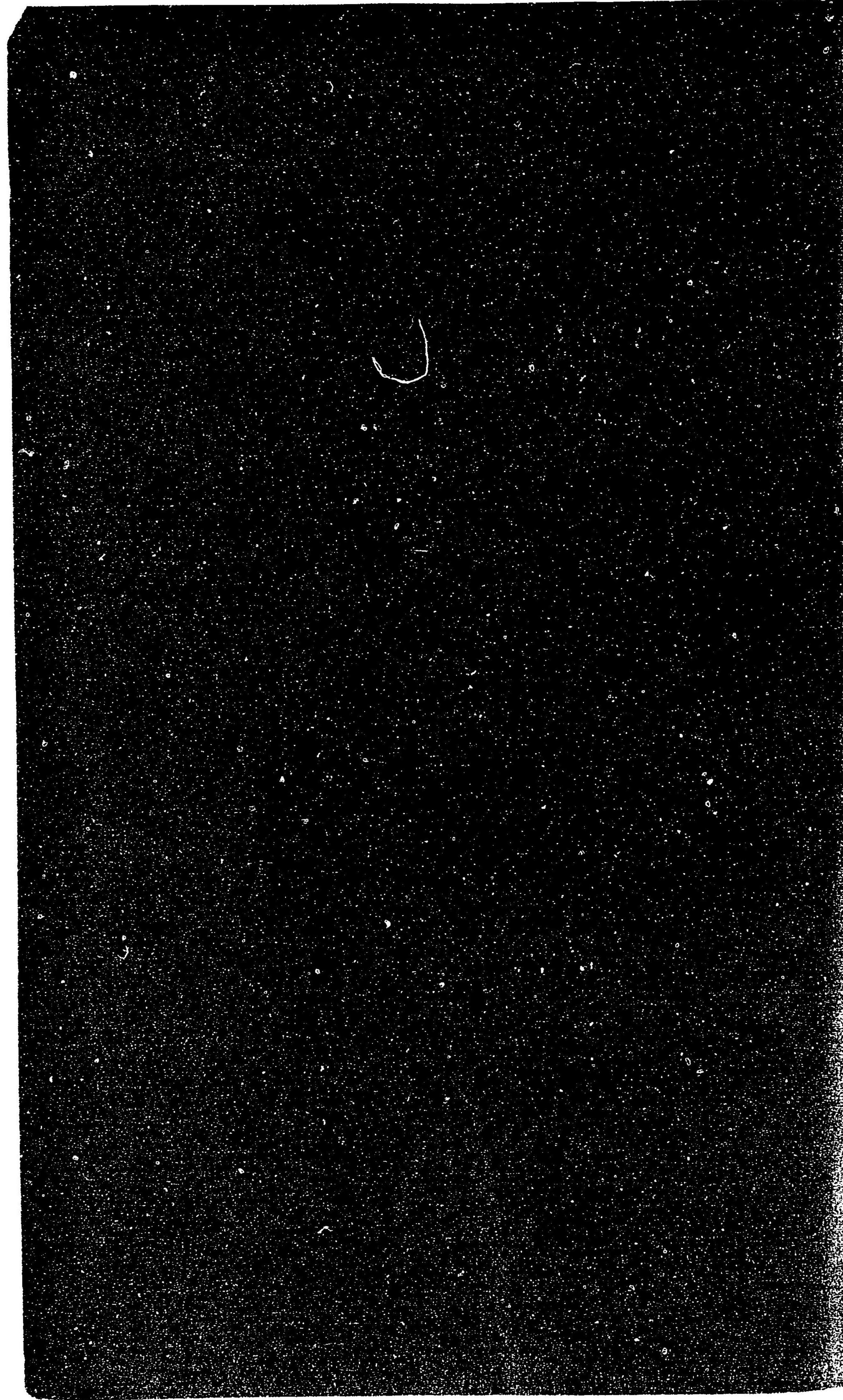
(39) 烏谷部銑太郎君編
内地雜居**改正條約案内**
全壹冊
改正條約實施後の内外實際は如何に變ず可き乎、治外法權の撤去と共に内外
人の訴訟事件は如何に取扱はる可き乎、内地雜居と共に日本の商工業及び其
他如何なる結果を生ず可き乎、是れ日本國民の深め
問なり。本書は此等の新疑問を解釋して遺憾なし。

(40) 久留島武彦君著
國民必携**陸軍一斑**
全壹冊
陸軍と云ふ軍隊と云ふを知らざれば其部分或は表面を知るのみにて未だ其眞
相全面を知るものなきは國民の欠點なり、本書素より一斑なれども久しく職
業に携はりて軍隊事務に經驗なる者にして本文には萬般の軍務を説述し上
るべき軍事これにて知るべく眞に刻下必讀の書なり。

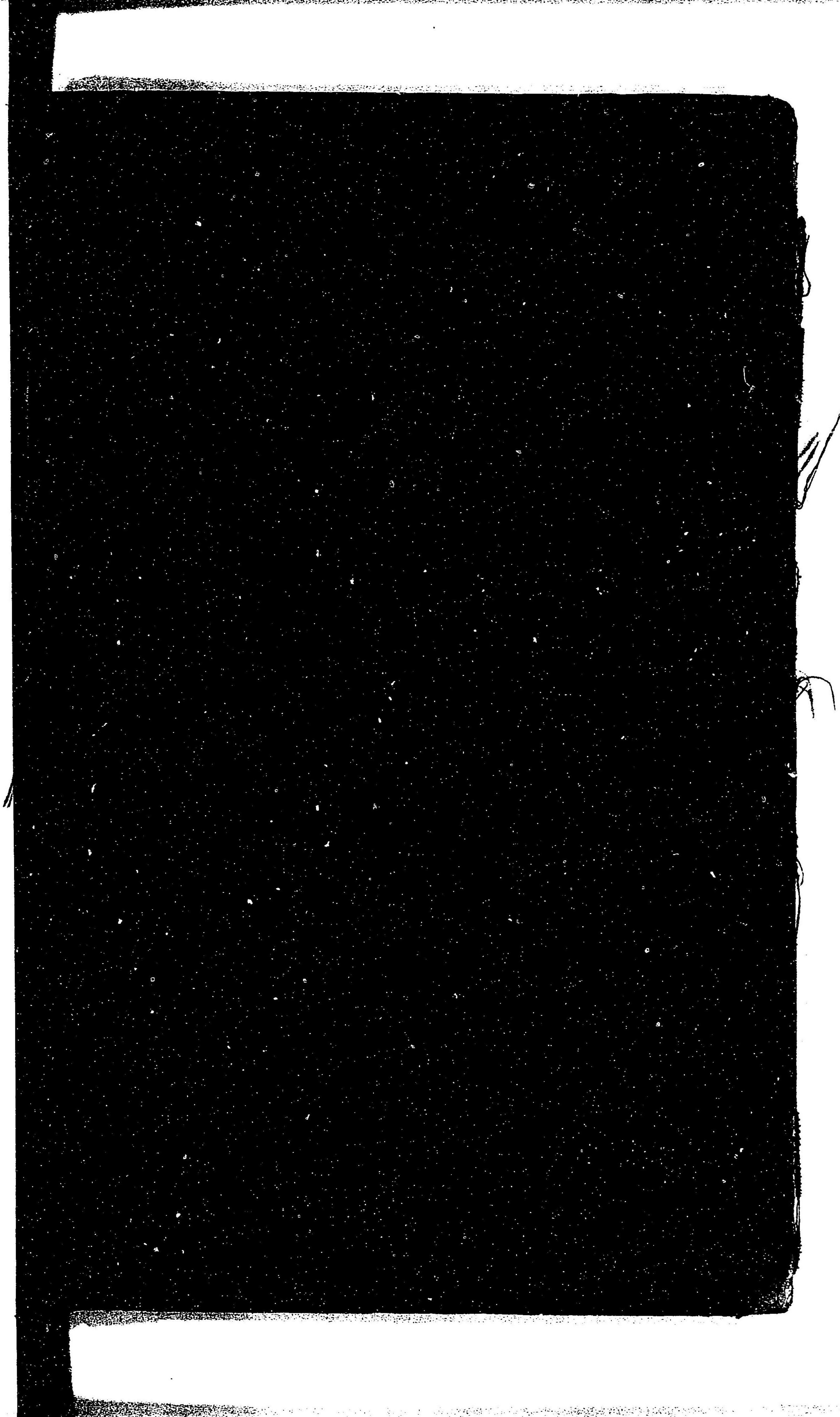
(41) 國民海軍一斑
(42) 芝居及相撲
(43) 謡曲及能樂
(44) 易占及骨相
(45) 造家及築庭
(46) 養蠶及狩獵
(47) 果樹及野菜
(48) 養蠶及製絲
(49) 通俗治療一斑
(50) 通俗宗教一斑

本書全部五拾冊は如上の書目を以て完結せんとす、今や帝國の隆運日に進み
國民の品位又舊日本人にあらず、是時に膺て人生飲くべからざるの家庭内
外の必要たる本書全部を座右に備へ置く眞に是れ錦上添花を添ふるものと謂
ふべきなり。況や平易流暢の文章、鮮麗優雅の繪畫を以て各編を説明記述す
るの珍書他に於て之を竟め得べからず、請ふ陸續愛讀を賜はらんことを。

(八)



45
184



45
184

051696-000-2

45-184

陸軍一斑 (国民必携)

久留島 武彦 / 著

M32

BFB-0501



